情報サービス・ソフトウェア産業における
下請適正取引等の推進のためのガイドライン

平成１９年　６月　策定

平成２３年１１月　改訂

平成２６年　３月　改訂

平成２７年　３月　改訂

経 済 産 業 省

◆目次◆

1. 本ガイドラインの対象と目的 …… 3
2. 情報サービス・ソフトウェア産業におけるベンダ間の下請取引の適正化 …… 4
2.1. 下請法の概要 …… 4
2.1.1. 目的（第 1 条） …… 4
2.1.2. 親事業者、下請事業者の定義（第 2 条第 1 項～第 8 項） …… 4
2.1.3. 下請法上の親事業者の義務と禁止事項（第 2 条の 2、第 3 条、第 4 条の 2、第 5 条） …… 6
2.1.4. 親事業者の義務及び禁止事項と調査権（第 9 条）及び排除措置（第 7 条）の関係 …… 7
2.2. 情報サービス・ソフトウェア産業の取引における下請法の遵守のための留意点 …… 9
2.2.1. 情報サービス・ソフトウェア産業において下請法の適用を受ける取引について …… 9
2.2.1.1. 適用対象取引の類型について …… 10
2.2.1.2. 情報サービス・ソフトウェア業界の取引における契約形態と下請法の適用について …… 14
2.2.1.3. 個別取引について …… 15
2.2.1.4. 取引主体と下請法の適用について …… 18
2.2.2. 下請法上の親事業者の義務に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方 …… 20
2.2.2.1. 書面交付の義務について …… 20
2.2.2.2. 遅延利息の支払義務 …… 28
2.2.3. 下請法上の親事業者の禁止事項に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方について …… 28
2.2.3.1. 買いたたきの禁止について …… 28
2.2.3.2. 受領拒否の禁止について …… 30
2.2.3.3. 返品の禁止について …… 30
2.2.3.4. 下請代金の減額の禁止について …… 30
2.2.3.5. 下請代金の支払遅延の禁止について …… 32
2.2.3.6. 割引困難な手形交付の禁止について …… 35
2.2.3.7. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止について …… 35
2.2.3.8. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について …… 35
2.2.3.9. 報復処置の禁止について …… 37
2.2.4. 勧告・罰則などについて …… 38
3. 望ましい取引慣行に向けた取組 …… 39
3.1. 受発注EDIの活用 …… 39
3.2. 情報サービス・ソフトウェアのユーザとベンダの間の取引の適正化 …… 39
3.2.1. 「情報システム・モデル取引・契約書」に基づいた契約慣行の推進 …… 39
3.3. 支払方法の留意点 …… 41
3.4. 不正競争防止法改正への対応 …… 42
3.5. 消費税転嫁対策特別措置法への対応 …… 42
3.6. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策に係る取組について …… 43
3.7. 定期的なフォローアップの実施 …… 44

【参考】
4. 情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインＱ＆Ａ …… 46

1.　本ガイドラインの対象と目的

情報サービス・ソフトウェア産業に関するガイドラインは、下請適正取引等の推進を図ることを目的として、平成１９年６月に策定したものである。

情報サービス・ソフトウェア産業は、多重かつ不透明な下請関係が一般化しており、下請取引の適正化は、情報サービス・ソフトウェアの信頼性の向上、下請事業者の活力の維持・成長機会の確保のみならず、業界全体の生産性の向上、ひいてはＩＴを活用するユーザ産業のＩＴ投資効率の向上・生産性向上のためにも重要な課題となっている。

本ガイドラインは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の対象となっているプログラム等の情報成果物作成委託取引等に係る情報サービス・ソフトウェアベンダ間の取引（ハードウェアの製造メーカーが組込ソフトウェアの開発を委託する場合も含む）を中心に関係法令の適用及びその他の取引適正化の取り組みを対象としている。それに加えて、これらの取引に影響を与えるような情報サービス・ソフトウェア産業のユーザとベンダの間の取引に対する関係法令の適用及びその他の取引適正化の取り組みについても考え方を示している。

また、ＳａａＳ（Software as a Service）・ＡＳＰ（Application Service Provider）の広がりといったソフトウェアのサービス化の進展にともない、情報サービス・ソフトウェアの取引は多様化している。このような新しく出現している形態の取引についても適正に行わなければ、ベンチャー企業や中小企業の活力をそぎ、イノベーションを阻害することになる。

したがって、本ガイドラインの考え方をこうした新しい取引形態についても注意深く適用することが求められる。例えば、ＳａａＳ・ＡＳＰについては、そのサービスの導入支援の役務提供委託取引、保守・運用に係る役務提供委託取引が発生しうるが、それらについては下請法の対象となるため、本ガイドラインにある役務提供委託取引に関する考え方に基づき取引を行うべきである。

本ガイドラインについては、平成１９年に策定して以降、情報サービス・ソフトウェア産業を巡る環境が少しずつ変化してきたこと等を踏まえ、平成２３年にＱ＆Ａを追加する等の見直しを行った。また、平成２６年に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）を踏まえた取引上の留意点を追加するとともに、下請事業者が適正に収益を確保できる環境を整備するための見直しを行った。さらに、平成２７年、関連制度等や情報セキュリティ対策を巡る動きに対応する観点から、業界の実態等を踏まえた見直しを行った。これにより、情報サービス・ソフトウェア産業における取引が適正化されるとともに、当産業が経済発展と競争力強化の原動力となることを期待している。

2. 情報サービス・ソフトウェア産業におけるベンダ間の下請取引の適正化

情報サービス・ソフトウェア産業においては、元請企業と下請企業の間で情報成果物の委託取引が一般的に行われており、こうしたプログラム作成等に係る下請取引は下請代金支払遅延等防止法の改正により、平成１６年４月から対象に含まれることとなった。こうしたことから、情報サービス・ソフトウェア産業のベンダ間の下請取引については、下請法の遵守の徹底が求められる。

2.1. 下請法の概要

- 下請法の概要について次の事項について説明する。
  - 目的（2.1.1）
  - 親事業者、下請事業者の定義（2.1.2）
  - 下請法上の親事業者の義務と禁止事項（2.1.3）
  - 親事業者の義務及び禁止事項と調査権及び排除措置の関係(2.1.4)

2.1.1. 目的（第１条）

- 下請法の目的は「下請取引の公正化・下請事業者の利益保護」である。

2.1.2. 親事業者、下請事業者の定義（第２条第１項～第８項）

- 下請法は、適用対象となる取引について、「事業者の資本金区分」と「取引内容」の両側面から定めている。
- 「取引内容」の種類によって「事業者の資本金区分」の基準は異なり、以下の親事業者と下請事業者間の取引に、下請法は適用される。

親事業者と下請事業者の範囲

a. ３億円の資本金基準が適用されるもの

- 物品の製造委託・修理委託
- プログラムの作成に係る情報成果物作成委託
- 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託

［親事業者］		［下請事業者］
資本金３億円超の法人事業者	→	資本金３億円以下の法人事業者（又は個人事業者）
資本金１千万円超３億円以下の法人事業者	→	資本金１千万円以下の法人事業者（又は個人事業者）

b. ５千万円の資本金基準が適用されるもの

・　情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）

・　役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）

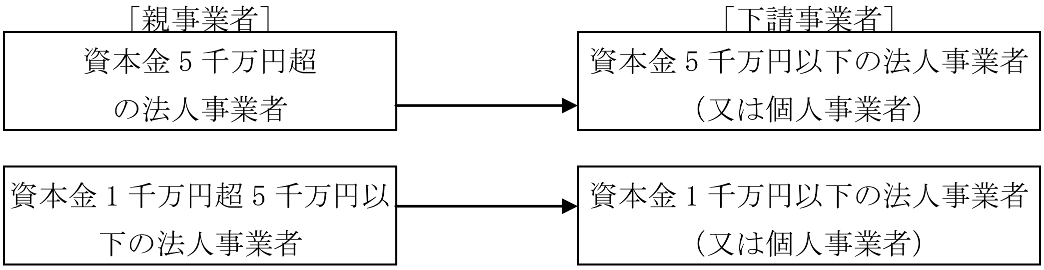

2.1.3. 下請法上の親事業者の義務と禁止事項（第 2 条の 2、第 3 条、第 4 条の 2、第 5 条）

◇親事業者の義務

親事業者の義務	概　　要
・書面の交付義務	発注に際して所定の具体的な必要記載事項をすべて記載している書面を直ちに下請事業者に交付する義務がある
・下請代金の支払期日を定める義務	成果物を受領した日から起算して 60 日以内で、できる限り短い期間内に支払期日を定める義務がある
・書類の作成・保存義務	下請取引の具体的内容等を記載した書類を作成し、2 年間保存する義務がある
・遅延利息の支払い義務	代金を支払期日まで支払わない場合は、受領日から起算して 60 日を経過した日から実際の支払日までの日数に応じ、当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある

◇親事業者の禁止事項

親事業者の禁止事項	概　　要
・受領拒否の禁止	注文した物品等の受領を拒むことをしてはならない
・下請代金の支払い遅延の禁止	物品等の受領日後 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければならない
・下請代金の減額の禁止	あらかじめ定めた下請代金を減額してはならない
・返品の禁止	受け取った物を返品してはならない
・買いたたきの禁止	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めることをしてはならない
・購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物や役務を強制的に購入・利用させることをしてはならない
・報復措置の禁止	違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、取引停止等の不利益な取扱いをしてはならない
・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に相殺したり支払わせることをしてはならない
・割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない
・不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせることをしてはならない
・不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせることをしてはならない

2.1.4. 親事業者の義務及び禁止事項と調査権（第９条）及び排除措置（第７条）の関係

a．義務

（ア）書面の交付義務（第３条）
（イ）書類の作成・保存義務（第５条）

（ウ）下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
（エ）遅延利息の支払義務（第４条の２）

b．禁止事項

（ア）受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）
（イ）下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）
（ウ）下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）
（エ）返品の禁止（第４条第１項第４号）
（オ）買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）
（カ）購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）
（キ）報復措置の禁止（第４条第１項第７号）
（ク）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
（ケ）割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
（コ）不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
（サ）不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

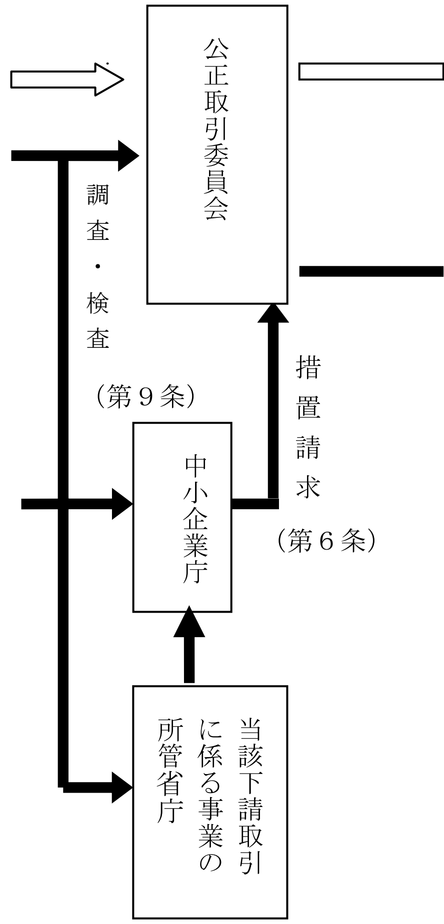

⇨ ア．違反したときは 50 万円以下の罰金（第 10 条）

違反行為に対する勧告措置（第7条）

➡ イ．下請事業者が被った不利益の原状回復措置

（ア）受　領　拒　否･･･受領するよう勧告
（イ）支　払　遅　延･･･支払うよう勧告
　　　　　　　　　　　遅延利息（年 14.6%）を支払うよう勧告
（ウ）下請代金の減額･･･減じた額を支払うよう勧告
（エ）返　　　　　品･･･返品したものを引き取るよう勧告
（オ）買 い た た き･･･下請代金を引き上げるよう勧告
（カ）購入・利用強制･･･購入させた物を引き取るよう勧告
（キ）報　復　措　置･･･不利益な取扱いをやめるよう勧告
（ク）早　期　決　済
（ケ）割引困難な手形
（コ）不当な利益の提供要請
（サ）不当なやり直し等
（ク）～（サ）：下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採るよう勧告

ウ．その他必要な措置（例）

○　本法遵法管理体制を確立するよう勧告
○　本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告
○　その他必要な再発防止措置を採るよう勧告

2.2. 情報サービス･ソフトウェア産業の取引における下請法の遵守のための留意点

- 下請法を遵守する上では、自社が行っている取引が下請法の適用対象となるか確認し、適用対象となる場合においては、親事業者は義務と禁止事項を遵守して取引を行う必要がある。
- したがって、まず、初めに情報サービス・ソフトウェア産業において下請法の適用を受ける取引について 2.2.1 で説明し、次に下請法上の親事業者の義務と禁止事項に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方について、それぞれ 2.2.2 と 2.2.3 で説明することとする。

2.2.1. 情報サービス･ソフトウェア産業において下請法の適用を受ける取引について

- 下請法は、適用の対象となる下請取引について、「事業者の資本金規模」と「取引内容」の二つの側面から定めている。
- この２つの条件が両方とも満たされる取引に対して、下請法が適用されることとなる。
- 情報サービス・ソフトウェア産業における取引としては、製造委託、プログラムの作成に係る情報成果物作成委託及び情報処理に係る役務提供委託が行われていると考えられる。これらの取引については、3 億円の資本金基準が適用され、それ以外の情報成果物作成委託及び役務提供委託の取引には 5 千万円の資本金基準が適用される（下図参照)。

<u>親事業者と下請事業者の範囲</u>

a. ３億円の資本金基準が適用されるもの

- プログラムの作成に係る情報成果物作成委託
- 情報処理及び運送、物品の倉庫における保管に係る役務提供委託
- 物品の製造委託・修理委託

［親事業者］		［下請事業者］
資本金 3 億円超の法人事業者	→	資本金 3 億円以下の法人事業者（又は個人事業者)
資本金 1 千万円超 3 億円以下の法人事業者	→	資本金 1 千万円以下の法人事業者（又は個人事業者)

b. ５千万円の資本金基準が適用されるもの
- 情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）
- 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）

［親事業者］		［下請事業者］
資本金５千万円超の法人事業者	→	資本金５千万円以下の法人事業者（又は個人事業者）
資本金１千万円超５千万円以下の法人事業者	→	資本金１千万円以下の法人事業者（又は個人事業者）

- 「プログラムの作成」とは、電子計算機を機能させて、一の結果を得ることができるようにこれに対応する指令を組み合わせたものとして表現したものを作成することをいう。本法では、プログラムの作成に係る情報成果物作成委託に該当するものとして、次のようなものがある。
  - ・プログラム作成に至る情報システムの企画・設計（一部としての要件定義、設計などを含む）
  - ・プログラム作成
  - ・プログラム作成に至るネットワーク構成の設計
  - ・電気機器の制御等を行うソフトウェア（いわゆる「組込みソフトウェア」）の開発／など
- 「情報処理」とは、電子計算機を用いて、計算、検索等の作業を行うことで、プログラムの作成に該当しないものをいう。例えば、受託計算サービス、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の運用（データ入出力、稼動管理、障害管理、資源管理、セキュリティ管理等）を行うこと等をいう。

➢ 次に、情報成果物作成委託及び役務提供委託の類型について「2.2.1.1」、個別取引に関する適用について「2.2.1.3」、取引主体と下請法の適用について「2.2.1.4」において説明することとする。

2.2.1.1. 適用対象取引の類型について

➢ 情報サービス・ソフトウェア産業における取引は、下請法上、「①情報成果物作成委託」、「②役務提供委託」及び「製造委託」に該当する可能性がある。

①情報成果物作成委託（第２条第３項）[1]

◆ **「情報成果物」とは、**次に掲げるものをいう。

---

[1] 下請法第２条第３項
　この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）

例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

例：テレビ番組、テレビＣＭ、ラジオ番組、映画、アニメーション

③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

◆ 「情報成果物作成委託」は、次の３つの類型に分けられる。

（類型１） 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

- **「提供」とは、**事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、物品等の付属品（例：取扱説明書の内容）として提供される場合、制御プログラムとして物品に内蔵される（例：家電製品の制御プログラム）場合、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品に化体して提供する場合（例：デザイン、設計図）も含まれる。
- **「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは、**情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者に委託することをいう。
- 情報成果物の提供が、純粋に無償の場合（例：広告宣伝物、リクルートビデオ）には「業として行う提供」には当たらず、類型１には該当しないが、この場合であっても類型３には該当する可能性がある。

（類型１に該当する例）

○ ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○ ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○ 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

（類型２） 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

（類型２に該当する例）

○　ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　いわゆる「組込みソフトウェア」の開発（工作機械製造業者が、ユーザから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発）をソフトウェア開発業者に委託すること。

● なお、情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者に委託する場合がある。この場合、当該役務は委託事業者が専ら自ら用いる役務であり、他者の用に供する役務と異なるので、本法第２条第４項の「役務提供委託」には該当しない。

（類型3）　自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

● **「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、**事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいう。例えば、社内にシステム部門があっても、他の事業者に作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを自社のシステム部門においては作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

（類型３に該当する例）

○　事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

（類型 1）

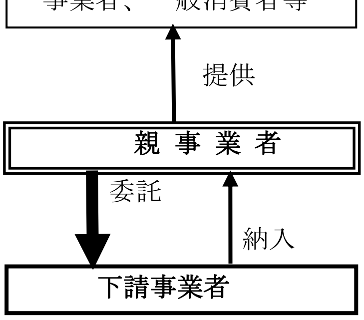

（類型 2）

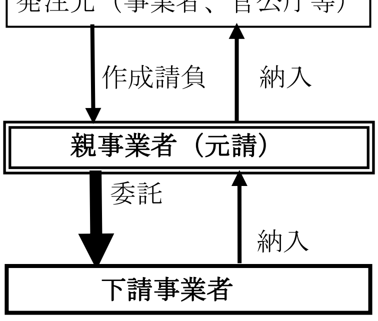

（類型 3）

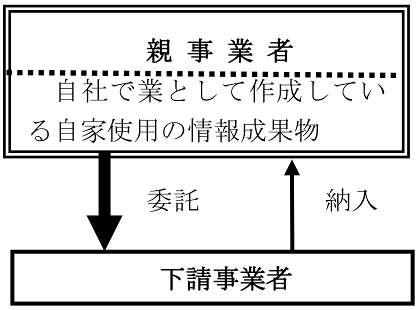

※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

②役務提供委託（第 2 条第 4 項）[2]

◆「役務提供委託」の類型は、以下のとおりである。

（類型）　役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

- **「（業として行う）提供の目的たる役務」とは、**委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない（自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しない。）。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断されることとなる。
- 他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品の一部として提供される場合（例：家電メーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス）には対象となる。

<u>（役務提供委託に該当する例）</u>

○　ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

---

[2] 下請法第２条第４項

この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が、業として請け負う建設工事（同条第１項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

（類型）

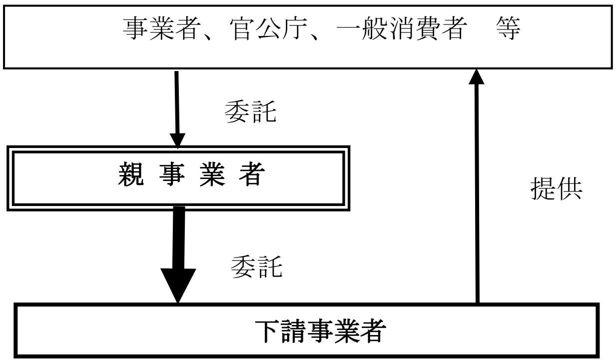

※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

2.2.1.2. 情報サービス・ソフトウェア業界の取引における契約形態と下請法の適用について

➢ 情報サービス・ソフトウェア産業における取引は、一般的に以下の３つの契約類型で行われる。

【 請負契約 】受注企業がある仕事を完成させることを約束し、発注企業はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約

【準委任契約】発注企業が一定の業務処理を受注企業に委託し、受注企業がそれを承諾することによって成立する契約

【 派遣契約 】受注企業が雇用する労働者を、発注企業の指揮命令を受けて、当該発注企業のために労働に従事させる契約

＜請負契約と準委任契約について＞

◆ 下請法の適用の有無を判断するに当たり、請負契約であるか準委任契約であるかを峻別する必要はない。下請法は、情報成果物作成委託、役務提供委託など委託の内容と資本金基準により判断される。

＜労働者派遣契約について＞

◆ 「労働者派遣契約」は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に規定されており、委託取引とは異なるため下請法の対象とはならない。

2.2.1.3. 個別取引について

- 情報サービス・ソフトウェア産業において行われる様々な個別取引事例に対して、前述の下請法の対象取引類型がどのように適用されるかについて説明することとする。

○販売目的のソフトウェアのコーディング作業等を業務委託する場合

販売目的のソフトウェアを作成するため、コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る恒常的な業務委任契約（特定の情報成果物の作成ではなく、親事業者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成業務を行う。）を結ぶ場合

- コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり、原則として情報成果物作成委託に当たる。
- なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、委託取引とは異なるので本法の対象とならない。
- 発注書面上の「給付の内容」を個別プログラムごとに記載できないという場合には、「システム（ソフトウェア）開発支援業務」等と記載すれば足りるが、この場合には、業務と同時並行的に親事業者のコンピュータに記録されることをもって瞬間に受領が発生しているとみなさざるを得ないので、1 ヶ月締切制度の場合には締切後 30 日以内に支払期日を定める必要がある。

○ソフトウェアを購入した顧客への無償サポートサービスを外注する場合

ソフトウェアを販売する事業者が販売したソフトウェアの無償顧客サポートサービスを他の事業者に委託する場合

- 顧客に対するサポートサービスの提供は、直接的には無償に見えても対価は当該ソフトウェアの販売価格に含まれていると考えられるので、サポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当する。

○自社のホームページや自社用ソフトの作成作業の一部を外注する場合

自社のホームページや自社で使用するソフトウェアを自社で作成している企業が当該作業の一部の作成を外注したり、専門のシステム開発会社の人に来てもらって社内で作業する場合

- 通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものであるので、自ら使用する情報成果物に当たり、一部を自社で作成しているのだから情報成果物作成委託に該当すると考えられるが、当該外注部分について自社で作成する能力がないような場合には、他の事業者に作成を委託しても情報成果物作成委託に該当しない。ただし、ホームページ上で有償で提供するコンテンツ（画像等）の作成を他の事業者に委託する場合には、当該コンテンツは業として提供を行う情報成果物であることから、

情報成果物作成委託に該当する。

- なお、前述の通り、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、委託取引とは異なるので本法の対象とはならない。

〇ソフトウェアで使用されている言語の翻訳を外注する

海外で販売しているアプリケーションソフトを国内向けに販売する場合において、当該アプリケーションソフト内で使用されている言語を日本語に翻訳する業務を外注する場合

- 翻訳文書は情報成果物であり、また、当該翻訳文書はアプリケーションソフトを構成することとなる情報成果物であるので、情報成果物作成委託に該当する。

〇説明書などの印刷を外注する場合

情報サービス事業者がシステムの説明書などの印刷を外部委託する場合

- 商品に付属する説明書などの印刷を委託することは、製造委託に該当し、下請法の対象となる。

〇個別業務を組み合わせて一括取引する場合

プログラムの作成に至る情報システムの企画・設計、プログラムの作成等の個別業務を組み合わせて一括して取引する場合

- 個別業務を一括して委託する場合、個別業務の中には下請法の対象となる場合があり得るが、これらが一体不可分の取引として委託する場合に、いずれかの委託取引が該当すれば、一体不可分の取引全体で下請法違反が生じないよう注意する必要がある。

〇データベース作成を委託する場合

プログラムに係る情報成果物作成委託、その他の情報成果物作成委託、役務提供（情報処理）委託といった下請法上の様々な取引の性質を有するデータベース作成委託を行う場合

- １）データベースの制作過程のデータの体系的構成、データ入力手法、データ検索手法、データ出力手法等の設計あるいは開発は、情報成果物（プログラム）作成委託に該当すると考えられる。
- ２）データ入力画面、データ検索画面、ディスプレイ出力画面、印刷出力帳票等の設計のみの委託は、情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託に該当すると考えられるが、その設計内容を、データベースプログラムを用いて、ユーザが使用可能なアプリケーションとして完成させる作業まで含めて委託する場合には、情報成果物（プログラ

ム）作成委託に該当すると考えられる。

- ３）既に使用可能となっている画面等を用いてのデータの入力は、情報成果物作成委託には該当せず、役務提供（情報処理）委託に該当すると考えられる。
- したがって、「データベース作成」という表現は、通常の場合、１）と２）をまとめたいわゆる「開発」か、あるいは３）のみのいわゆる「入力」かいずれかに用いられるので、前者の場合は情報成果物（プログラム）作成委託、後者の場合は役務提供（情報処理）委託に該当すると考えられる。

○情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合

取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うといった情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合

- 「3 億円又は 1 千万円」の資本金基準を用いる取引（製造委託、修理委託、プログラムの作成に係る情報成果物作成委託及び情報処理に係る役務提供委託）と「5 千万円又は 1 千万円」の資本金基準を用いる取引（プログラムの作成以外の情報成果物作成委託並びに運送、物品の倉庫における保管、及び情報処理以外の役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがあり得る。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金基準に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となる。

○SaaS・ASP 等のサービス提供形態に係る取引の場合

昨今、いわゆる SaaS（Software as a Service）・ASP(Application Service Provider)といわれる、財務管理、販売管理、顧客管理等の情報サービスをインターネット等を経由して提供する形態の取引が増えつつある。こうしたサービス提供に係る取引を行った場合

- 一般に、これらの取引はサービスの利用契約とカスタマイズ・メンテナンス等の契約から構成され、それぞれの契約について再委託契約が結ばれることが考えられる。これらのサービス提供形態に係る委託取引についても、本ガイドラインの考え方に照らして、取引の適正化に取り組むことが必要である。

2.2.1.4. 取引主体と下請法の適用について

- 取引を行う主体の相違によりどのように下請法が適用されるかについて述べる。

〇下請事業者と孫請事業者間の取引への下請法の適用について

- 下請法は、委託取引において資本金区分を満たす発注者を親事業者とし、受注者を下請事業者と捉えるので、受注者から更に孫請事業者に委託するような場合も、委託の内容と資本金区分を満たすのであれば、下請法の対象となる。
- 下記のような場合、AB 間の取引では、A が親事業者、B が下請事業者となり、BC 間の取引では、B が親事業者、C が下請事業者となる。

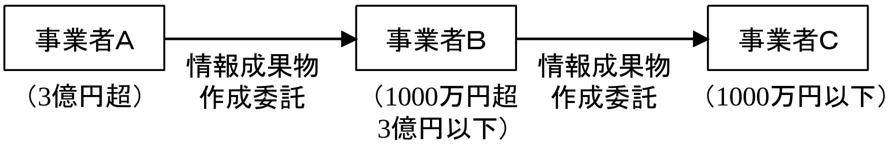

〇資本関係のある親子会社間の取引への下請法の適用について

- 親子会社間の取引であっても本法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の 50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

〇トンネル会社を設立した場合の下請法の適用について

資本金の大きい親会社が、小さい資本金で子会社を設立し、その子会社を発注者として取引をした場合

- 「直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が 3 億円（又は 5 千万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等を設立し、この子会社が発注者となって委託を行い、本法の規制を免れる」というような脱法的行為を封ずるために、次に掲げる 2 つの要件を共に充足しているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、本法が適用される。
  - (ｱ) 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合。)。
  - (ｲ) 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託している場合。)。
- これらの下請取引においては、資本金が 3 億円（5 千万円又は 1 千万円）以下であっても子会社が親事業者とみなされ、本法の適用を受ける。

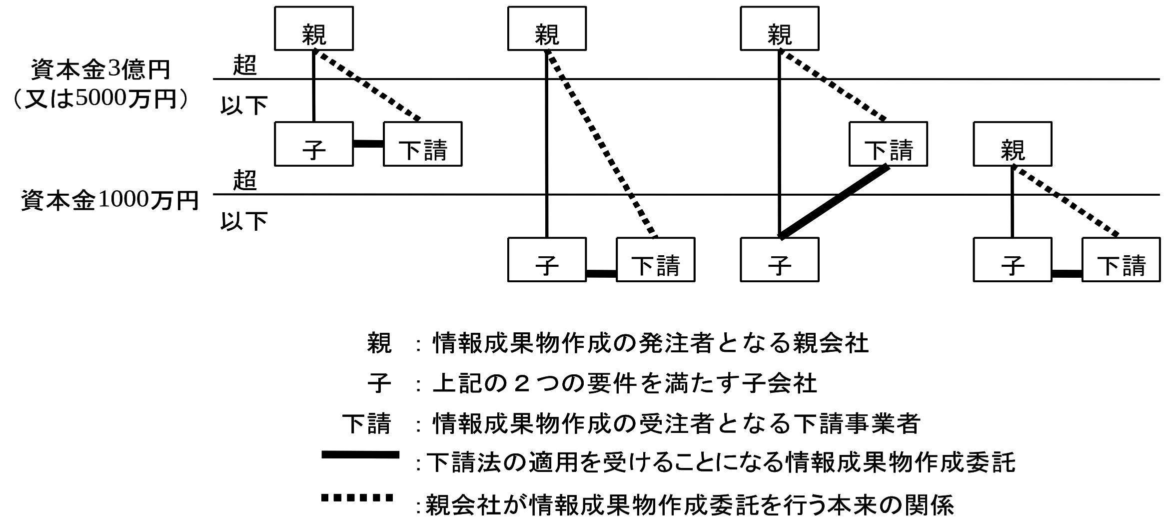

○財団法人、社団法人等の公益法人の取引への下請法の適用について

➢ 公益法人であっても出資があれば本法の対象となるが、出資がなければ対象とはならない。

○発注時は下請法の適用外であったにもかかわらず、合併、分割等により下請法の適用対象となった場合における適用時点の考え方

➢ 合併､分割等により下請法の適用対象となって以降に発注した委託取引については、下請法が適用されることとなる。

○海外の企業と取引を行う場合の下請法の適用について

➢ 海外の取引先に委託している事業者に対し、下請法違反により勧告等がなされた事例は見当たらないが、取引適正化の視点から、発注書面の交付、下請代金の支払等が適正に行われることが望まれる。

○取引相手が下請事業者となるか否かの把握について

➢ 下請法に違反することのないよう、親事業者となり得る者は、取引先の資本金を確認し、下請法対象取引かどうか把握しておく必要がある。

2.2.2. 下請法上の親事業者の義務に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方

➢ 下請法上、親事業者には次の義務が課せられている。

・書面の交付義務（2.2.2.1）

・下請代金の支払期日を定める義務(2.2.2.1.6)

・書類の作成・保存義務(2.2.2.1.7)

・遅延利息の支払義務(2.2.2.2)

➢ これらの親事業者の義務が情報サービス・ソフトウェア産業の取引においてどのように適用されるのかについて説明することとする。

2.2.2.1. 書面交付の義務について

➢ 書面交付の義務を遵守する上では、親事業者は、発注に際して書面に具体的記載事項をすべて記載し直ちに下請事業者に交付することが必要である。

➢ 以下、発注書面の記載方法について 2.2.2.1.1 において、書面の交付方法について 2.2.2.1.5 において説明することとする

2.2.2.1.1. 発注書面の記載方法について

➢ 発注書面は 2.2.2.1.2 の記載事項が全て記載されている必要がある。

➢ ただし、2.2.2.1.3 の発注書面の記載事項の例外に該当する場合は下請法上問題にならない。なお、2.2.2.1.4 の場合は例外とならない。

○　書面交付については発注の都度必要

→　下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間など）が一定している場合には、これらの事項に関しては予め書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載は不要となる。この場合は、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければならない。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの期間は有効とすることができる。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨を明記する必要がある。また、親事業者は下請事業者に対して、年に１回、社内の購買・外注担当者に対し、通知した書面に記載されている内容について周知徹底を図ることが望まれる。

2.2.2.1.2. 発注書面の記載事項について

➢ 親事業者が下請事業者に発注に際して交付すべき発注書面には、次の具体的記載事項がすべて記載されている必要がある。

【書面に記載する必要がある具体的事項】－情報成果物作成委託の場合

1．親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2．情報成果物作成委託をした日
3．下請事業者の給付の内容（注1）
4．下請事業者の給付を受領する期日
5．下請事業者の給付を受領する場所
6．下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
7．下請代金の額（注2）
8．下請代金の支払期日
9．手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
10. 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
11. 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
12. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

注１：給付の内容としては、「品目」「品種」「数量」「規格」「仕様」等がある。また、情報成果物作成の過程において、下請事業者の知的財産権が発生するような場合がある。このとき親事業者が情報成果物を提出させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を譲渡・許諾させることを含んで発注するような場合は、その旨を発注書面に記載する給付の内容に明記する必要がある。

注２：下請代金の額を、以下のように算定方法により記載することも可能である。
　A ランクの技術者の時間あたり単価○円×当該技術者の所要時間数
＋B ランクの技術者の時間あたり単価○円×当該技術者の所要時間数
＋C ランクの技術者の時間あたり単価○円×当該技術者の所要時間数
＋下請事業者が作成に要した実費（交通費、○費、○費）

○発注書面の記載事項に求められる具体性

情報成果物作成委託において発注時点では発注内容の全てを書面に記載することは不可能なケースがあるところ、こうしたケースにおいて発注書面に記載することが求められる具体性について

- 下請事業者が発注書面をみて「給付の内容」を概ね理解できる程度に記載することが必要になる。
- また、親事業者にとってみても、発注書面での「給付の内容」の記載は、下請事業

者に対してやり直しなどを求める根拠ともなる。「給付の内容」の記載が曖昧であると、作業内容に変更が生じた場合の再協議などにおけるトラブルの原因ともなりうるので、必要な限り明確に記載することが望ましいといえる。

2.2.2.1.3. 発注書面の記載事項の例外

〇記載事項の例外が認められる場合について

- 前述の記載すべき事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後、直ちに当該事項を記載した書面を交付する必要がある。
  - → 発注書面に記載できない「正当な理由」があれば、それ以外の事項を記載した書面（当初書面）を交付することが認められる。ただし、この場合、記載できない事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。

    「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由である。具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には、「正当な理由がある」とは判断されない。

    当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後には、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要がある。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要があり、この場合、例えば、「本文書は〇年〇月〇日付けの〇〇文書の補充書面である。」と記載したりする等、当初書面の内容を補充する書面であることが分かればよく、書式・内容は問わない。

〇ユーザが仕様を確定せず、発注書面に記載すべき内容が確定しない場合の書面の記載方法

最終ユーザの仕様が確定せず、委託した時点では、発注書面に記載すべき委託内容を決定することができない場合の書面の記載方法

- 発注書面の具体的記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、その事項を発注書面に記載せずに、それ以外の事項を記載した書面（以下「当初書面」という。）を交付することが認められている。
- この場合、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。
- この場合、「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。

【例】

①「○月○日まで」

具体的であり認められる

②「発注日から○日以内」

具体的であり認められる

③「納入日まで」

本当に納入日まで決まらないのであれば認められるが、そのような実態がない場合は認められない。また、当初書面において納入日を記載していない場合には認められない。

④「納入月まで」

具体的な日を特定していないので、認められない。

なお、すべての委託について一律の記載をすることは、真に一律の時期に特定可能となるということであれば可能であるが、通常は認められない。

書面に記載する時点で合理的に予測できる期日を記載する必要があるが、結果的に「予定期日」が守られなくても、直ちに本法上問題となるものではない。

- 当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面（以下「補充書面」という。）を交付する必要があり、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

○発注書面に下請代金の額に代えて下請代金の算定方法を記載する際の留意点

- 算定方法は、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合に使用することができる。ただし、①算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、②算定方法を定めた書面と発注書面とが別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要があり、また、③下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者に対して書面にて通知しておく必要がある。
- ここで、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情とは、例えば、プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準毎の作業時間に応じて代金が支払われる場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等である。

○仮単価の扱い

- 試作品の製造を委託する場合など、発注書面に下請代金を確定金額として記載できない事情がある場合には、仮単価を設定することが認められる。ただし、その場合、仮単価を書いた場合であっても正式な単価が記載されたことにならないので、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後には直ちに補充書面を交付しなければならない。

○交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払う場合の発注書面の記載方法

交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしており、委託代金が発注時点で確定できない場合の委託金額の記載方法

- 交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合、３条書面には交通費等諸経費を含まない段階における下請代金の額と、交通費等の諸経費は親事業者が負担する旨（例えば「代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。」等）を明記しなくてはならない。

○EDI により発注する場合の留意点

●EDI により発注する場合、３条規則に定める事項のうち、システム的に文字を入力・送信することが困難な場合において、記号（パターンコード）化する場合の留意点 ●システム上、単価欄を空欄で発注することはできないようになっているが、実際の単価ではないことを明記した上で、「０円」と表記して発注する場合の留意点

- それぞれの事項においてそれぞれの記号が何を意味するのか（パターンコードの情報）をあらかじめ下請事業者に文書（又は電磁的方法）で通知しておけば、記号を使用することも可能である。
- また、下請事業者と十分協議を行い、０円が実際の単価を意味していないことを明示した上で発注することは問題ない。
- なお、これが可能なのは、発注書面に下請代金を確定金額として記載できない事情がある場合であり、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後には直ちに補充書面を交付しなければならない。

○知的財産権を譲渡させる場合の発注書面の記載方法

委託した情報成果物に関して下請事業者に知的財産権が発生し、当該知的財産権を譲渡させる場合における発注書面の記載方法

- 委託した給付の内容に含んで知的財産権を譲渡・許諾させる場合には、知的財産権の譲渡対価を含んだ下請代金の額を下請事業者と十分な協議の上で設定して、発注書面にその旨記載する必要がある。

2.2.2.1.4. 発注書面の記載事項の例外とならない場合について

○ユーザから支払いを受ける額が未確定であることを理由に、下請代金の決定をユーザの支払額確定後にする場合

下請事業者に委託する給付の内容は定まっているものの、ユーザ側の都合により、ユーザへの引渡代金は定まっていない場合において、ユーザへの引渡代金が定まった後で下請代金を決定する場合

- 下請事業者への代金の支払は親事業者が責任を負うべきものであり、ユーザへの引渡代金が未定であることは理由にならない。
- ユーザへの引渡代金の決定時期にかかわらず、発注時に下請代金の額を決定し、納品後 60 日までに定めた支払期日に下請代金を支払う必要がある。

2.2.2.1.5. 書面の交付方法について

○交付する書面の様式（契約書、発注書、伝票）について

- 必要事項がすべて記載されているのであれば、発注書、伝票、契約書など書面の名称、様式は問わず、下請法第３条で交付が義務付けられている書面（３条書面）とすることが可能である。
- なお、３条書面として契約書を交付することを予定していた場合であっても、契約を締結するまでに日数を要するときは、直ちに書面を交付する義務に違反することとなるので、発注後、直ちに、契約書とは別に必要事項を記載した書面（これが３条書面となる。）を交付する必要がある。

○書面の交付手段

- ３条書面を交付するに当たっては、電子メールや FAX による交付も認められている。ただし、電子メールやウェブ等の電磁的方法によって書面を交付する場合には、以下のような点に留意する必要がある。

◇下請事業者の承諾が必要

親事業者は、あらかじめ、下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類（電子メール、ウェブ等）及び内容（Word2010、一太郎 2010 以上などファイルへの記録方法）を示して、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

◇電磁的記録の提供の時点に注意が必要

電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合には、下請事業者が当該メールを受信し、下請事業者のファイルに記録していることが必要で、メールボックスに送信しただけでは提供したことにはならない。また、ウェブのホームページを閲覧させる場合には、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となる。

◇開発費用などを下請事業者に負わせることは下請法に抵触するおそれあり

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請代金から減額するなどして下請事業者に負担させることは、下請法に違反するおそれがある。

○電話など書面による発注によらない場合について

- 情報サービス関連業務における契約なしの渉外対応サービスで、書面を交付していては対応できない場合がある。このような場合であっても、電話で発注内容を連絡しただけで、発注書面を交付しない場合は、書面の交付義務違反となる。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要がある。
- この場合、直ちに発注書面を交付しなければならない。

2.2.2.1.6. 支払期日を定める義務について

○支払期日について

- 下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を、物品等を受領した日から起算して 60 日以内で、できる限り短い期間内で定める必要がある。

2.2.2.1.7. 書類の作成・保存義務

○親事業者が保存する書類に記載すべき事項と保存期間

給付の内容、下請代金の額等について記載すべき書類の具体的記載事項と保存期間について

- 親事業者が取引の内容について記載した書類を作成し保存する際に、記載すべき事項は以下の通りである。また、作成した書類は２年間保存する義務がある。

【最低限記載し保存する必要がある具体的事項】

1. 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、提供される期日・期間）
5. 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、提供された日・期間）
6. 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
7. 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
8. 下請代金の額（注 1）
9. 下請代金の支払期日
10. 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由（注 2）
11. 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
12. 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期

13. 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
14. 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
15. 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
16. 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
17. 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

注 1：下請代金の額を算定方式で記載した場合は、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなくてはならない。

注 2：下請代金の額を算定方式で記載した場合、その算定方法に変更があった場合は、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

○電磁的記録の作成、保存について

- 下請取引の経緯に係る電磁的記録を作成・保存する場合には、公正取引委員会等の検査に当たって、その内容が容易に確認できるようにするため、以下の要件を満たす必要がある（5 条規則第 2 条第 3 項)。
- 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できること。
- 必要に応じて電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に出力することができること。
- 下請事業者の名称等や範囲指定した発注日により、電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能を有していること。

○給付内容が徐々に確定して行く場合における書類の記録

親事業者と下請事業者が個々に打ち合わせしながら給付内容を確定していく場合における書類の作成について

- 個々の作業指示や仕様の詳細化の過程をすべて記載する必要はないが、少なくともそれにより下請事業者に下請代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨記載し保存する必要がある。

2.2.2.2. 遅延利息の支払義務

遅延利息支払義務の発生時期と支払うべき額について。

- 遅延利息は、物品等を受領した日（役務提供の委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、その日数に応じて当該未払金額に年率14.6%を乗じた額となる。

2.2.3. 下請法上の親事業者の禁止事項に係る情報サービス･ソフトウェア産業の取引における考え方について

- 下請法上、親事業者には次の禁止事項が課せられている。
  - ・買いたたきの禁止（2.2.3.1）
  - ・受領拒否の禁止（2.2.3.2）
  - ・返品の禁止（2.2.3.3）
  - ・下請代金の減額の禁止（2.2.3.4）
  - ・下請代金の支払遅延の禁止（2.2.3.5）
  - ・割引困難な手形交付の禁止（2.2.3.6）
  - ・購入・利用強制の禁止
  - ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止（2.2.3.7）
  - ・不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（2.2.3.8）
  - ・報復措置の禁止（2.2.3.9）
  - ・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- これらの親事業者の禁止事項が情報サービス・ソフトウェア産業の取引においてどのように適用されるのかについて説明することとする。

2.2.3.1. 買いたたきの禁止について

○決算対策のために発注単価を一律に引き下げた場合

- 個別の発注内容の違いを考慮することなく、すべての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行った場合は、買いたたきとして下請法違反となるおそれがある。

○見積書に基づいて一度は合意した代金を社内予算の都合で引き下げた場合

- 見積書に基づく協議を経て合意した下請代金の額を、下請事業者と十分な協議を行うことなく、社内予算の都合で一方的に引き下げを行って下請代金を定めた場合は、買いたたきとして下請法違反となるおそれがある。

○ユーザとの取引価格が制約となるため下請事業者に指値注文を行う場合

ユーザが示すトータル作成費用を勘案して、下請事業者に払う代金を指値で注文をした場合

- 親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値によって、通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきとして、下請法上違反となるおそれがある。
- 下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが必要である。

○作成する情報成果物に関する知的財産権の譲渡対価の設定について

- 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に通常支払われる対価より著しく低い額を定めることは買いたたきに該当するおそれがある。
- なお、給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

○見積後に作業内容が大幅に増加した場合において再見積をせず発注する場合

作業内容を下請事業者に提示し、見積を出してもらった後、作業内容の変更により当初の予定を大幅に上回ることになってしまった場合において、見積書を取り直さずに発注する場合

- 当初の見積価格から作業内容が増えたにもかかわらず、下請事業者と十分協議することなく、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定める場合には買いたたきに該当するおそれがある。したがって、下請事業者からの申し出のあるなしにかかわらず、必ず再見積を取り単価の見直しを行う必要がある。

○関連法規等への対応に関する留意点について

下請事業者が、個人情報保護等の規制の変更に伴うコスト増に対応するため、単価の変更を行いたいと委託事業者に求めたにも関わらず、十分に協議することなく下請代金の額を据え置いた場合

- 新たな制度に対応するための作業内容が増えたにもかかわらず、同じ下請金額で一方的に下請事業者に発注を行う場合には買いたたきに該当するおそれがある。（なお、発注後に同様の行為があった場合は、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（2.2.3.8）に該当するおそれがある。）
- 関連法規等への対応を円滑に進める観点から、委託事業者・受託事業者が必要な作業について十分に協議を行った上で、双方の納得のいく下請代金を設定することが望ましい。

2.2.3.2. 受領拒否の禁止について

〇ユーザから急なキャンセルを受けた場合において、すでに下請事業者に発注した情報成果物について求められる対応

- ユーザからのキャンセルを理由として、発注の取り消し（契約解除）をして、給付の目的物を受領しない場合は受領拒否に該当することになる。

〇役務提供委託における契約期間中の契約打切りに関する考え方

- 役務提供委託の場合は、下請事業者の給付を受領するという概念がないため、受領拒否には該当しないが、下請事業者が要した費用を負担せずに契約を打ち切ることは、「不当な給付内容の変更」に該当する。

〇消費税率引上げに際しての情報成果物の納期変更について（その１）

- 消費税率の引上げに際し、消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前であった納期を消費税率引上げ以後に変更することは、受領拒否に該当し、下請法違反となる。

〇消費税率引上げに際しての情報成果物の納期変更について（その２）

- 消費税率の引上げに伴い、親事業者がユーザとの間で消費税率引上げ以後の価格交渉がまとまらないことを理由に、下請事業者に対して、納期を延期し、又は発注を取り消すことは、受領拒否に該当し、下請法違反となる。

2.2.3.3. 返品の禁止について

〇下請事業者からの納入品に瑕疵があった場合の受領後６ヶ月以内の返品について

- 親事業者が受入検査を行い、いったん合格品として取り扱ったもののうち、直ちに発見することができない瑕疵があったものについては、受領後 6 ヶ月以内であれば返品することができる。しかし、受入検査の結果、不良品とされたものは速やかに返品すべきで、返品せずそのまま放置しておけば 6 ヶ月以内の返品でも下請法違反となる。
- また、親事業者が下請事業者に検査を文書で委任している場合、直ちに発見することのできない瑕疵や明らかな検査ミスのあるときは受領後 6 ヶ月以内であれば返品を許される。

2.2.3.4. 下請代金の減額の禁止について

〇下請代金の支払を手形で行っている場合に、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う際、手形割引料相当分を減額する場合

- 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時

的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、その超過分は下請代金の減額として下請法違反となる。

- なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払手段を現金払いとして発注書面を交付する必要があるが、この場合において、発注書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を差し引くことは下請代金の減額として下請法違反となるので、これに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要がある。

○下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引いて支払う場合

- 下請事業者との書面での合意がないにもかかわらず、振込手数料を下請代金から差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じる場合は下請法違反となる。
- 一方、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことは認められている。

○単価改定の遡及適用についての注意点

- 単価の引下げについて合意した日（合意日）と新単価の適用を開始することとした日（単価改定日）が異なる場合には、合意したからといって単価改定日より前の発注について新単価を適用すると、下請代金の減額に該当する。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはならない。
- また、下請事業者から見積書が出されただけでは合意したことにならない。単価改定について双方が合意した日が合意日となる。
- なお、○月納入分から新単価を適用するというような交渉は、遡及適用となるおそれがあることから、○月発注分からという交渉を行うことが望ましい。

○ユーザから支払われる代金が減額された場合の下請代金の扱いについて

- ユーザから受けるべき代金が減ったことは、下請事業者の責に帰すべき理由に該当しないため、下請代金の減額を正当化する理由にはならない。したがって、発注時に決定した下請代金を支払う必要がある。

○スケジュールの都合により親事業者が下請事業者の代わりに自ら情報成果物の一部を作成した場合の下請代金の扱いについて

- 下請事業者の責に帰すべき理由（例えば、瑕疵の存在、納期遅れなど）がある場合に、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しなどをしたときは、手直しに要した費用を減じることは可能である。

- また、親事業者の発注自体に問題（無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとする場合等）がある場合等、納期遅れの原因が親事業者にある場合には、下請代金の減額は認められない。

○年間役務提供契約を締結している場合に、事後的に一定期間を契約対象外とする際の下請代金の扱いについて

- １年間の役務提供委託を発注したが、期間満了前の一定期間については役務提供を要さない旨を通知し､払うべき代金を減じたり､生じた費用を負担しなかったりする場合は、下請法違反になるおそれがある。

○下請代金の端数処理について

- 支払時点において、円未満を四捨五入することは問題ない。
- 支払うべき下請代金の額に円未満の端数があった場合、これを切り捨てて支払ったとしても、下請代金を減ずる行為とはみなされない。例えば、下請代金が 1,008,005 円 80 銭だった場合、下請代金を 1,008,005 円とすることは問題ない。ただし、1,008,000 円とするなど１円以上の単位で切り捨てる場合は、下請代金を減ずる行為となる。

2.2.3.5. 下請代金の支払遅延の禁止について

○情報成果物作成委託における受領日の判断方法について

- 情報成果物作成委託についても、検査の有無を問わず親事業者の支配下に置いた時点を受領とする。
- なお、情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業指示などを行うために注文した情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置く場合がある。
- このとき、①注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者の支配下に置いた注文品の内容が、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることを合意している場合には、その時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。

ただし、発注書面に記載した納期日に親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかに関わらず、当該納期日を受領日とする。

○情報成果物の内容の確認について（その１）

情報成果物作成委託において、３条書面上の納期日より前に、親事業者が委託した情報成果物を支配下に置き、確認終了後に受領したこととする場合について

- 情報成果物の場合、外見だけでは委託内容の確認ができないことから、一定の条件下で、情報成果物の作成の過程で、親事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、

その内容を確認することが認められている。

○情報成果物の内容の確認について（その２）

情報成果物作成委託において、受領前に、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認するため、下請事業者に対し、３条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を持って来るよう指示する場合について

- ①注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を一時的に支配下においても直ちに受領したことにはならないとされていることから、当該確認を行うために、下請事業者に対し、３条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を一時的に持って来るよう依頼することは問題ない。
- なお、この場合、情報成果物を一時的に持って来るべきことまで３条書面に明記する必要はない。

○情報成果物の検査を理由とする支払遅延について

受領後 60 日目に下請代金を支払うこととしていたが、情報成果物の検査が終了するのが受領後 60 日を超えてしまうため、検査終了後に下請代金を支払うことについて

- 検査が終了していなくても、情報成果物の受領後 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要がある。

○給付内容確認のための資料提出要求と支払期日の起算点について

プログラムの作成委託において、給付の内容を確認するため、プログラムの納品に併せて下請事業者に最低限の証拠資料（単体テスト結果報告書等）を提出させることとし、プログラムの納品時に証拠資料の提出がない場合には、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととする取扱について

- あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、納期日前において、親事業者が支配下においたプログラムが一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意しており、プログラムの納品に併せて当該確認を行うための証拠資料の提出を求めている場合において、証拠資料の提出が遅れた場合に、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしても問題はない（ただし、発注書面に記載した納期日にプログラムが親事業者の支配下にある場合には、内容の確認が終了していなくても発注書面上の納期日が支払期日の起算日となる）。なお、この場合には、委託した給付の内容に証拠資料の提出を含むこととし、発注書面にその旨記載して発注するとともに、証拠資料の作成の対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

○受領した成果物に下請事業者の責による瑕疵等が発見された場合の支払期日の起算点について

受領した成果物に、下請事業者の責による瑕疵等が発見され、やり直しが必要となった場合の支払期日の起算点について

- 支払期日が到来する前に瑕疵等が発見され、やり直しをさせる場合は、やり直しをさせた後の情報成果物の受領日が支払期日の起算日となる。

○下請事業者の依頼に基づき納入日から６０日を超える日付で支払を行う場合

下請事業者から当月納入分を翌月納入分として扱ってほしいと頼まれ、下請代金も翌月納入されたものとみなして支払ったところ、納入日から60日を超えた場合

- 下請事業者との合意の有無に関係なく、下請代金は下請法に基づき当初定めた支払期日までに支払わなければならない。

○情報成果物に係る知的財産権のライセンス料の支払う時期について

下請代金をロイヤルティ等の成功報酬で支払う場合について

- 親事業者は、情報成果物作成委託について、受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となる。
- 一方、作成された情報成果物の二次利用権等に係る取引であって作成委託がない場合は、情報成果物作成委託とはならない。
- したがって、このような二次利用権を含めた情報成果物の代金が、情報成果物作成に係る対価（下請代金）と、例えば、著作権等の知的財産権に係るロイヤルティの２つで構成されているときは、下請法を遵守するためには、情報成果物の作成に関する費用を下請代金として受領後60日以内に定めた支払期日に支払うこととし、二次利用権等に係る対価を別途ロイヤルティ等として支払うことが考えられる。

○ユーザからの入金遅延について

ユーザからの入金がなされていない場合に、支払期日に下請代金を支払わないことについて

- ユーザからの入金が遅れていることは、下請事業者に対して支払期日に下請代金を支払わなくてもよい理由にはならない。

○消費税率引上げに際しての支払遅延について（その１）

- 消費税率引上げに際し、消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前に納入された情報成果物を消費税率引上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うことは、下請代金の支払遅延に該当し、下請法違反となる。

〇消費税率引上げに際しての支払遅延について（その２）

- 消費税率引上げに際し、消費税率引上げ前に納入された情報成果物を帳簿上返品し、消費税率引上げ以後、再度納入があったものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うことは、下請代金の支払遅延に該当し、下請法違反となる。

2.2.3.6. 手形の交付について

割引困難な手形について

- 下請法では一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することを禁止している。公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和 41 年以降、支払手形の手形期間を繊維製品に係る下請取引においては 90 日以内、その他の下請取引については 120 日以内にするように指導している。

2.2.3.7. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止について

〇受領した情報成果物のデータを下請事業者に保存させる場合について

受領した情報成果物の記録データなどを、自己のために下請事業者に保存・管理させることについて

- 親事業者が下請事業者に対して、自己のために無償でデータ等を保存し、管理するよう要請することは、不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがある。

2.2.3.8. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について

〇ユーザの都合で仕様変更が生じたことにより下請事業者に仕様変更を求める場合の注意点

親事業者が、一定の仕様を示して下請事業者に情報成果物の作成を委託していた場合において、ユーザの都合により、途中で仕様が変更されたことを理由に、下請事業者にも仕様の変更を求める場合の注意点について

- 給付の受領前に、発注書面に記載されている仕様を変更し、当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合、親事業者がその費用を全額負担しなければ不当な給付内容の変更に該当するおそれがある。
- また、仕様の変更により下請事業者の作業が遅れる場合において、当初定めた納期を見直しせず無理な納期になっている場合、親事業者は下請事業者が納期に間に合わないことを理由に受領拒否や下請代金の減額を行うことはできない。

〇サイバー攻撃や内部不正への対応に関する留意点について

サイバー攻撃や内部不正により個人情報や機密情報の漏えい等が発生したことを受け、元請事業者が下請事業者に対し、機能や運用等の強化を一方的に要請し、十分に協議することなく下請代金の額を据え置いた場合

- 情報漏えい等の事故対応などの場合であっても、作業内容の増加を一方的に押しつけ、下請代金の額の見直しを行わない場合には不当な給付内容の変更に該当するおそれがある。したがって、必要な作業内容について事業者間で十分に協議を行った上で、必要に応じ、契約内容の変更を行うべきである。
- なお、契約の見直しを行う余裕のない緊急の対応が必要となる場合に備え、あらかじめ想定される緊急時の機能や運用等の強化内容を、元請事業者と下請事業者の間で事前に協議を行い、契約書などに作業内容や下請代金等を盛り込んでおくことが望ましい。

○発注の取消しについて

発注の取消しを行う場合について

- 発注後に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、かかった費用を負担することなく発注の取消しや発注数量の削減を行う場合は、下請法違反となるおそれがある。また、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに費用を負担しないまま発注を取り消すこと（契約の解除）も同様に下請法違反となる。

○仕様変更により作業内容の増加が生じた場合について

発注後に、仕様の変更があり、作業内容が予定を大幅に上回るような場合について

- 当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことにより下請事業者の利益を不当に害するときは、不当な給付内容の変更に該当し、下請法違反となる。

○放送番組等のやり直しについて

放送番組の作成を委託するに当たり、給付を充足する条件を明確に書面に記載することが不可能なため、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、３条書面に記載していない事項についてのやり直しをさせる場合について

- 当初から下請事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定の範囲内でやり直しをさせることは問題ない。ただし、それを理由に３条書面に記載されていない事項について無制限にやり直しができるものではないので、下請代金の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決

定し、それを負担する必要がある。

○仕様内容を明確化するよう下請事業者から依頼があった場合において親事業者が仕様を明確にしなかった場合にやり直しを求める場合について

下請事業者から委託内容を明確にするよう依頼があったにもかかわらず、親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付が注文と異なることを理由として、無償でやり直しを求める場合について

- この場合、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付が注文と異なることを理由としてやり直し等を求めることは認められない。

○下請事業者との瑕疵担保期間がユーザに対する瑕疵担保期間を上回る場合について

下請事業者との契約に当たり 3 年の瑕疵担保期間を契約している場合において、ユーザに対する瑕疵担保期間は 1 年としている場合について

- ユーザに対する瑕疵担保期間が 1 年を超えない場合は、下請事業者の給付に瑕疵がある場合に親事業者が費用を負担せずにやり直しを求めることができるのは受領後 1 年までである。
- ただし、ユーザに対して 1 年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間（例：受領から×年）をあらかじめ定めているのであれば、当該期間内のやり直しは問題ない。

○発注取り消しを行う場合の費用負担について

親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該発注に使用するために要した費用を全額負担する必要があるところ、下請事業者が当該発注に使用するために機器と人員を手配している場合に、下請事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担することとした場合

- 親事業者が結果として下請事業者が負担することとなった費用をすべて負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しない。

2.2.3.9. 報復措置の禁止について

○親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことによって、取引を停止された場合について

- このような場合、親事業者が下請事業者に対して、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした場合には、下請法違反となる

2.2.4. 勧告・罰則などについて

○下請法上の罰則規定について

- 以下の行為に対しては、行為者（担当者）個人が罰せられる他、会社も罰せられることになる（50 万円以下の罰金）。
  - ◆書面の交付義務違反
  - ◆書類の作成及び保存義務違反
  - ◆報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
  - ◆立入検査の拒否、妨害、忌避
- その他の違反行為に対しても、違反行為を行っている親事業者に対しては、公正取引委員会から勧告される他、中小企業庁から行政指導が行われる。
- また、公正取引委員会が勧告をした場合は、原則として、違反内容・社名が公表される。

○親事業者が下請法を違反していると考えられる場合の手続きについて

- 公正取引委員会や中小企業庁に対して、違反していると思われる具体的内容を摘示して申し立て（文書、電話）を行うことにより、違反の疑いがあれば、行政が親事業者に対して、調査・検査を行う。
- 具体的な下請法の事件処理は、次のような手順で行われている。

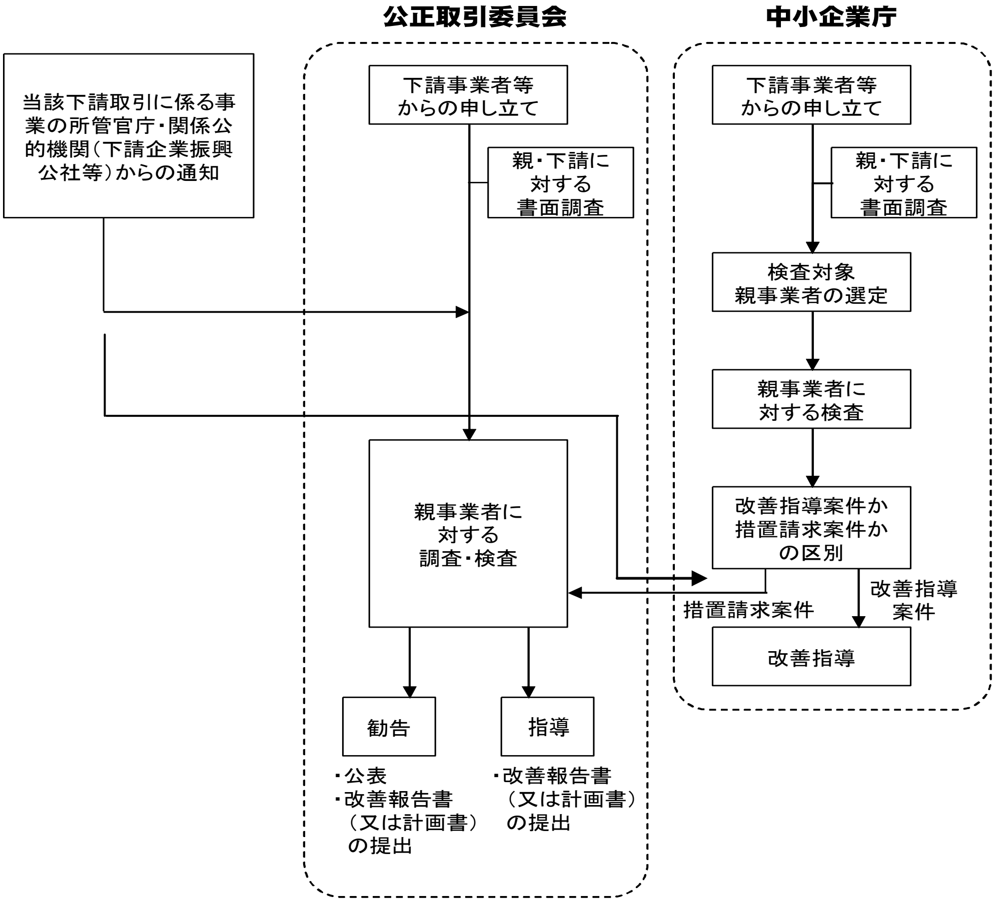

3. 望ましい取引慣行に向けた取組

3.1. 受発注 EDI の活用

- 親事業者には、発注書の交付や受発注内容の記録保存が求められている中、情報サービス・ソフトウェア産業における委託取引において受発注 EDI 等を活用することによる効果は、受発注 EDI の種類によって異なるものの、一般的には、次のようなものであると考えられる。
  - ・統一された受発注 EDI 等によって発注書の交付や受発注内容の記録保存がなされれば、発注書の記載項目も明確な上、その記録保存も容易である。
  - ・代金の支払が、標準化された業務フローの枠組みの中でほぼ自動的に実施されることで、正確かつ迅速に行われることがある。
  - ・業務フローが標準化・自動化されているため、必要な文書が適正に発行される。発注者側・受注者側の情報が共有されることで、発注内容がより明確化され、業務内容に係るトラブルが減少すると考えられる。
- これらの効果を勘案すると、受発注 EDI の導入・活用は、情報サービス・ソフトウェア産業における下請法の遵守や円滑な運用、受発注に係る業務の効率化・トラブルの防止に資するものと考えられる。
- 今後、情報サービス・ソフトウェア産業において、取引業務の最適化を図るため、受発注EDI 等の購買システムを活用していくことを積極的に進めていくことが必要であると考えられる。

3.2. 情報サービス・ソフトウェアのユーザとベンダの間の取引の適正化

情報サービス・ソフトウェアのユーザとベンダの間の取引（以下、「ユーザ取引」という）については、下請法の適用対象外となっているが、下請法の対象となるベンダ間の取引に対して多大な影響を与える。例えば、ユーザが低い単価を元請企業に押しつけた場合、元請企業がそれ以降の下請企業にも影響を及ぼすことがある。このような取引を行わないようにするために、経済産業省が平成１９年４月に策定した「情報システム・モデル取引・契約書」に基づいた契約慣行を行うことが望ましい。

3.2.1. 「情報システム・モデル取引・契約書」に基づいた契約慣行の推進

- 経済産業省では、「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」（平成１８年６月）及び「情報サービス・ソフトウェア産業維新（産業構造審議会情報経済分科会）」（平成１８年９月）において契約事項の明確化やユーザ・ベンダ間の取引関係等の可視化が取引の適正化、ソフトウェアの信頼性向上のために必要であると提言されたことを受けて情報サービス・システム取引に係るユーザ・ベンダ間のモデル取引・契約書の策定とその活用に向けた検討を実施した。
- 平成１９年１月１８日から２月１６日まで、パブリックコメントを実施し、４月１３日に得られた意見を反映して、最終報告書として、「情報システム・モデル取引・

契約書（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）＜第一版＞」を公表した。

- 本モデル取引・契約書は情報システム取引の可視化の観点から、役割分担、責任、分担等の契約条件等を文書で明確化すること、仕様の変更についても予めユーザ・ベンダの間で定めた仕様変更手続きに基づいて変更の承認を行うべきことが提言されている。
- 本モデル取引・契約書は直接的には重要インフラ・企業基幹システムの受託開発（一部企画を含む）、保守・運用についての対等に交渉力のあるユーザ・ベンダを対象としたものであるが、このような契約慣行が幅広く行われることで、ユーザ・ベンダ間の取引の適正化、ひいては下請取引についても望ましい取引慣行の確立に資するものと期待される。

3.3. 支払方法の留意点

(1) 振興法の基本的な考え方

下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする（下請振興基準第４）。

(2) 支払手形のサイトについて

下請取引適正化推進会議手形支払ワーキンググループ中間報告（平成２１年３月）においては、手形のサイトの短縮に向けて、業界が一体となってサイト基準を合意し業界全体として短縮化を図っていくといった取り組みを行うことが望ましいと報告されている。その際には、当該業界の上位企業が率先してサイトの短縮化や支払の現金化を図っていくこととすべきであるとされていることから積極的に取り組むことが望まれる。

3.4. 不正競争防止法改正への対応

(1) 不正競争防止法について

不正競争防止法は、事業者の保有する技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、併せて刑事罰の対象ともしている。

平成 26 年度、産業構造審議会知的財産分科会において営業秘密の保護・活用に関する小委員会が開催され、営業秘密の漏えいに対する抑止力の向上などを目的とした刑事、民事両面にわたる制度面での対応等について審議が行われた。この議論を受け、平成 15 年に策定された営業秘密管理指針が、平成 27 年 1 月に全面改定されたところ。

新指針においては、不正競争防止法によって差止などの法的保護を受けるために必要となる最低限の水準が示されている。具体的には、特定の情報について、不正競争防止法上の保護を受けるための要件である「秘密として管理されている」（秘密管理性）の要件が満たされるためには、営業秘密保有企業による具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員等が、当該情報は「企業が秘密にしたい情報

であること」を容易に認識できる状態にする必要があるということが明確にされた。さらに、取引先等との関係において不正競争防止法上の保護を受けるに当たっても、営業秘密を特定した秘密保持契約（ＮＤＡ）の締結により自社が秘密にしたい情報であることを明らかにする場合を典型的としつつ、自社では営業秘密として管理されているという事実の口頭による伝達や開示する文書へのマル秘表示によっても、立証が可能である限り、法的保護の要件を満たしうる旨が示されている。

下請取引における取引相手の営業秘密情報の取扱いに当たっても、その取扱い方によっては営業秘密侵害に当たりうることを十分に意識し、取引相手に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

3.5. 消費税転嫁対策特別措置法への対応

(1)消費税転嫁対策特別措置法について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定され、平成２５年１０月１日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法では、資本金等の額が３億円以下である事業者等（特定供給事業者）から継続して[3]商品又は役務の提供を受ける法人事業者等（特定事業者）が、「減額、買いたたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」といった消費税の転嫁拒否等の行為や、公正取引委員会等に転嫁拒否の実態を訴えたことに対する報復行為（取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱い）を行うことを禁じており、これらの行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表等の措置の対象となる。

また、事業者等又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外制度が設けられている（公正取引委員会への事前届出制）。

(2)消費税の転嫁拒否等の行為について

①減額

特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、合理的な理由なく既に取り決められた対価の額を事後的に減じることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 2 項前段（減額）に該当し、問題となる。

一方、減額とはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような

---

[3] 継続して

「継続して」に該当するか否かは、取引の回数のほか、取引の間隔、取引される商品や役務の性質、当該取引に関する商慣習など、様々な事情を総合的に勘案して個別の事案ごとに判断される。なお、「継続して」とは、事業者間に継続的取引関係がある場合を指しており、個別の商品ごとに継続的取引関係が必要となるものではない。また、これまで取引したことのない相手方から商品を１回限りの取引で購入する場合などは、「継続して」に該当しない。

場合が該当する。
（ア）　商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合
（イ）　一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合
（問題となる想定事例）
➢ 消費税率の引上げに際して、本体価格に消費税額分を上乗せした額を情報成果物の対価とする旨契約していたにもかかわらず、委託事業者は、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じた。

②買いたたき
特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、合理的な理由なく対価の額を通常支払われる対価に比して低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第３条第２号後段（買いたたき）に該当し、問題となる。
一方、買いたたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。
（ア）　原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合
（イ）　特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
（ウ）　消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を反映させる方式で対価を定めている場合
なお、「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。
（問題となる想定事例）
➢ 情報システムの運用業務委託について、消費税の引上げに際して、特定事業者は、作業内容や作業者の差異等の事情を考慮することなく、特定供給事業者に対して一律に一定の比率での単価の低減を要請し、消費税引上げ前の価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。

③利益提供の要請
特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、特定供給事業者による消

費税の転嫁に応じることと引換えに、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させると、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 2 号（利益提供の要請）に該当し、問題となる。

（問題となる想定事例）

- 消費税率の引上げに際して、特定事業者は、消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、作成する情報成果物に係る知的財産権について、通常支払われる対価と比べて著しく低い対価での提供を要請した。

④本体価格での交渉の拒否

特定供給事業者との価格交渉において、特定事業者が外税方式（本体価格）での交渉を拒否した場合は、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 3 号違反となる。内税方式の様式の使用を求めることにより特定供給事業者が外税方式での価格交渉を行うことを困難にさせる場合もこれに該当することに留意が必要である。

（問題となる想定事例）

- 特定事業者は、特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させた。
- 特定事業者は、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせた。

(3)望ましい取引慣行について

消費税の円滑かつ適正な転嫁のためには、外税方式での交渉・取引の徹底を図ることが重要である。今般実施した実態調査によれば、情報サービス・ソフトウェア産業においては外税方式による取引の徹底が図られているものの、一定程度の企業からは消費税転嫁に対する不安の声も聞かれた。増税分のコストダウン要請につながらぬよう、委託事業者は外税方式での見積もり、交渉を徹底することが望ましい。

3.6. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策に係る取組について

近年、サイバー攻撃の増大等により、企業における個人情報や機密情報の漏えい事案が深刻化しており、情報保護に対する社会的要請の高まりの中、情報漏えいを防止するためのルールやガイドラインの整備も進められている。

情報サービス・ソフトウェア産業における委託取引において、特に、委託先が委託元の機微情報を取扱う等の場合には、情報保護のために、委託先は適切な情報セキュリティ対策を講じることが求められるとともに、委託元も委託先を適切に監督することが求められる。こうした際に求められる対策や監督方法を、委託元と委託先が事前に十分に確認しなかった場合、事後的に追加業務が発生し、トラブルとなることも考えられる。このようなトラブルを回避する観点からも、情報保護や情報セキュリティ対策に係るルールやガイドラインを委託元と委託先との間で事前にしっかりと共有しておくことが望

まれる。

特に留意すべきルールとしては、「個人情報の保護に関する法律」があげられる。同法では、個人情報データベース等を事業の用に供している者（個人情報取扱事業者）は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされ、また、個人データの取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとされている。同法に関しては、事業分野毎に、当該事業を所管する各府省が、法で規定された事業者の義務をより具体化・詳細化したガイドラインを定めており、特に、経済産業分野については、経済産業省が「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を定めている。経済産業分野のガイドラインについては、大量の個人情報の漏えい事案の発生等を踏まえ、平成 26 年 12 月 12 日に改正を行っており、社内の安全管理措置、委託先の監督に係る事項の強化が図られている。

個人情報の中でも、「マイナンバー」をその内容に含むものについては、「特定個人情報」とされ、平成 28 年 1 月 1 日に施行される「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」において、より厳格な安全管理措置が求められている。具体的には、事業者において、平成 26 年 12 月 11 日付けで、特定個人情報保護員会により策定された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に準じた取扱いを行うことが求められる。

個人情報に限らず、企業・組織にとって保護が必要な情報を適切に取り扱うための情報セキュリティ対策については、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が、各種のガイドライン等を策定しており、これらを参考とすることが望まれる。特に、内部不正による情報漏えい対策については、「組織における内部不正防止ガイドライン」を参照することが望まれる。

サイバー攻撃等の脅威は、日々変化を続けており、ソフトウェア等の脆弱性も日々発見されている。このため、情報セキュリティ対策については、ＩＰＡのウェブサイト等の最新情報を確認しつつ、定期的に及び深刻なリスクが発生した際には迅速に見直しを行っていくことが望まれるものであり、特に、委託元と委託先の間においても対策の見直しの協議を行っていくことが望まれる。

3.7. 定期的なフォローアップの実施

情報サービス・ソフトウェア産業においては、近年ＡＳＰ・ＳａａＳの広がりといったソフトウェアのサービス化が進展しており、取引形態は多様化している。このように新たに発生する取引形態において、産業の発展を阻害することなく、取引の適正化を進めていくためには、広く業界団体などの意見を踏まえつつ、本ガイドラインの適時適切な見直しを実施していくことが有効である。

本ガイドラインの実効性を高め、取引適正化を推進していくため、関連する業界団体の協力も得ながら、取引実態の調査など定期的なフォローアップを実施するとともに、必要に応じてガイドラインの改訂を行う。

【参考】

4. 情報サービス･ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインQ＆A

情報サービス・ソフトウェア産業における取引の適正化を図り、当産業が経済発展と競争力強化の原動力となることを期待して、平成１９年６月に、本ガイドラインを公表し、普及を行ってきた。情報サービス・ソフトウェア産業については、他の産業と比べても非常に、下請構造の複雑な産業の一つであり、それ故、ガイドラインのさらなる普及がのぞまれているところである。

そのため、取引において、さらなるガイドラインの活用を広げるために、本ガイドラインに寄せられた質問などについて、平成２１年度情報サービス・ソフトウェア産業における下請ガイドライン改定事業及び取引適正化に関する調査研究において、有識者における研究会を開催し、Q＆Aを作成し、ガイドラインへ追加することとした。

本Q＆Aを活用いただき、さらに、情報サービス・ソフトウェア産業における取引が適正化されることを期待している。

（１）下請法が適用される範囲について

質問１■情報システムの設計やプログラム開発にかかわる取引は、下請法の対象になるのでしょうか。

回答■下請法の対象になることがあります。

解説■下請法の改正により 2004 年 4 月からプログラム作成などの情報成果物作成委託が、下請法の対象に含まれるようになりました。なお、下請法は資本金区分と取引内容の２つの要件を満たした場合に適用されます。

参照■本ガイドライン（4 ページ）

質問２■情報システムの要求定義書や設計書の作成など、プログラミング作業が伴わない取引も下請法の対象になりますか。

回答■基本的には下請法の対象となることがあります。

解説■本下請ガイドラインでは「プログラムの作成に係わる情報成果物作成委託」に該当する可能性のある取引として、プログラム作成のほか

・プログラム作成に至る情報システムの企画・設計（一部としての要件定義、設計などを含む）
・プログラム作成に至るネットワーク構成の設計
・電気機器の制御等を行うソフトウェア（いわゆる「組み込みソフトウェア」）の

開発／など
を示しています。
なお、下請法の適用は資本金区分と取引内容の２つの要件を満たした場合に適用されます。

参照■本ガイドライン（4～5、10 ページ）

質問3■システム開発を手がける当社は、複数の協力ベンダに業務の一部（設計書の作成とプログラムの作成）を再委託しています。それらすべての取引が下請法の対象になるのでしょうか。

回答■受発注者それぞれの資本金、並びに取引内容によって下請法の対象になるかどうかを判断します。

解説■質問の事例では、設計書の作成とプログラムの作成が業務委託の対象とされています。これらが下請法の対象になるかどうかは、発注者（親事業者）の資本金額に応じて、以下の 2 通りに分かれます。

・プログラム作成の委託、情報処理に係る役務提供委託
（A）発注事業者（親事業者）の資本金が 3 億 1 円以上の場合
　　＝＞資本金 3 億円以下の事業者との下請取引が下請法の対象になる
（B）発注事業者（親事業者）の資本金が 1000 万 1 円以上 3 億円以下の場合
　　＝＞資本金 1000 万円以下の事業者との下請取引が下請法の対象になる

・情報成果物（プログラムの作成を除く。）
（A）発注事業者（親事業者）の資本金が 5 千万 1 円以上の場合
　　＝＞資本金 5 千万円以下の事業者との下請取引が下請法の対象になる
（B）発注事業者（親事業者）の資本金が 1000 万 1 円以上 5 千万円以下の場合
　　＝＞資本金 1000 万円以下の事業者との下請取引が下請法の対象になる

質問４■当社は情報システムのコンサルティング業務の一部を、親事業者から受託しています。コンサルティング業務も、下請法の対象になるのでしょうか。

回答■報告書やコンサルティングレポートなどの納入物があれば、「情報成果物作成委託」を受けているものとして下請法の対象になりえます（もちろん、それに加えて、質問３の解説のとおり、取引当事者の資本金の要件を充たす必要があります。）。これに対して、報告書などの納入物がない場合は「情報成果物作成委託」には該当しませんが、「役務提供委託」にあたるとして、下請法の適用を受ける可能性があります。

解説■貴社の業務がコンサルティングレポートの作成納入であれば、下請法が対象取引としている「情報成果物作成委託」に該当する可能性があります。また、レポート作成以外のコンサルティング業務についても下請法が対象取引としている「役務提供委託」としてとらえられる可能性もあります。いずれにしても、「当該コンサルティング業務の具体的な内容を何か」が重要と考えられます。

質問５■取引先企業の資本金の額が自社よりも小さい場合は、下請法の対象になりますか。

回答■自社（発注者または受注者）と比べて資本金が少ないという事実だけで、下請法の対象になるかどうかは判断できません。下請法の対象になるかどうかは、取引当事者の資本金および取引内容によって決まります。

解説■上記「質問３」の解説を参照してください。

参照■本ガイドライン（4～5 ページ、９～14 ページ）

質問６■当社は事業の一部として情報システム開発を手がけています。とはいえシステム開発部門が小さいため、会計システムなど自社で利用する情報システムの開発は社外のシステム開発会社に委託しています。自社で使う情報システムの開発委託であれば、下請法の対象には「ならない」と判断してよいでしょうか。

回答■自ら使用する情報システムの開発に関して社外に委託する場合でも、貴社が自ら使用する情報システムの作成を業として行っている場合（反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合）に、資本金区分が合致すれば下請法の対象の取引になります。

解説■自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合にその作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは「情報成果物作成委託」に該当し、取引当事者の資本金に関する要件を充たせば、下請法の適用を受けることになります。

「業として行う」とは、反復継続的に社会通念上業務の遂行とみることができる程度に行うことをいい、質問の事例で言えば、自社で使用する会計システムの開発を業務の遂行と見ることができる程度に反復継続的に行っている場合には、その開発委託は「情報成果物作成委託」に該当することとなります。

これに対して、情報システムを開発する能力がそもそもない場合や、潜在的にあるにすぎない場合は、下請法で定義する「情報成果物の作成を業として行っている」とは認められないことから、下請法の適用はありません。

参照■本ガイドライン（10～14 ページ）

質問７■「請負契約」と「準委任契約」の違いは何でしょうか。当社内では「委任契約」や「委託契約」と呼んでいるため、違いがよく分かりません。

回答■簡単に言えば、仕事の「結果（完成させること）」の責任を約束しているかどうかで決まります。請負契約は受注者が仕事の完成義務を負うのに対し、「準委任契約」では、仕事の完成義務を負わないという特徴があります。「委託契約」とは、単に、ある一定の業務の遂行を第三者に委託する契約を言い、請負契約や準委任契約なども含まれます。

解説■契約に関して、様々な表現が使われますが、質問に記載された契約の関係性を示すと以下のようになります。

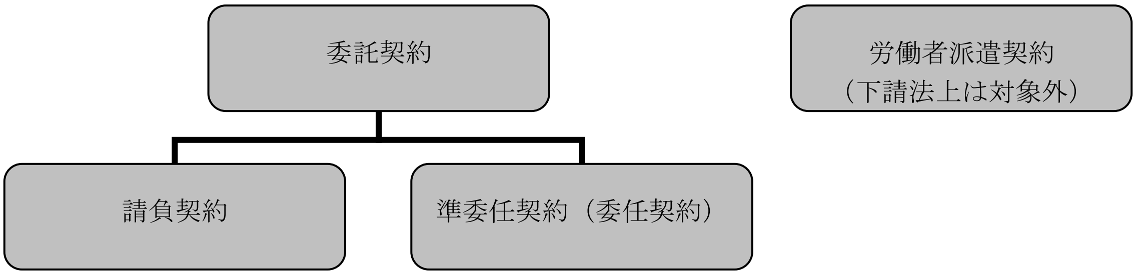

情報サービス・ソフトウェア産業における取引は、一般的に「請負契約」、「準委任契約」の２つの委託取引に加え、「労働者派遣契約」３つの契約類型に分類されます。

『請負契約』
受注者が仕事を完成させることを約束し、発注者はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約。一般的に、仕事を完成させるための工数（作業量）ではなく、仕事そのものの価値に対して対価を支払います。発注者は受注者の作業者に対して、指揮命令することはできません。

『準委任契約』
発注者が一定の業務処理を受注者に委託し、受注者がそれを承諾することによって成立する契約。請負契約と違い、受注者は仕事の結果（完成物）に責任を負う必要はありません。一般的に、業務処理に費やす工数（作業量）に対して対価を支払います。請負契約と同様、発注者は受注者の作業者に対して、指揮命令することはできません。
なお、「準委任」とは、法律行為ではない事実行為の事務を委託することを言います。準委任にも、委任の規定が準用されます。よって、情報サービス・ソフトウェアの取引においては、2 つの言葉は同義と考えてもよいでしょう。

『労働者派遣契約』
契約の当事者の一方が、相手方に対し労働者派遣を行うこと（派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること）を約する契約。

参照■本ガイドライン（14 ページ）

質問８■発注者（親事業者）と当社（下請事業者）は「請負」契約ではなく「準委任」契約を結んでいます。準委任契約の場合は成果物完成責任を負わないため、下請法の対象にならないのでしょうか。

回答■取引当事者の資本金区分及び取引の内容の各要件を充たすのであれば下請法の対象になります。

解説■下請法の適用の有無を判断するに当たり、請負契約或いは準委任契約といった契約の法的な形式、形態は問題となりません。情報成果物作成委託や役務提供委託等の取引内容と、受発注者の資本金区分によって判断されます。

参照■本ガイドライン（14 ページ）

質問９■労働者派遣の場合には、下請法の対象にならないのでしょうか。

回答■労働者派遣法第２条第１号に規定する労働者派遣の場合、下請法の対象になりません。

解説■労働者派遣法に規定する労働者派遣を行う場合は、厚生労働大臣の許可又は届出が必要です。また、当該許可又は届出を行った事業主以外から労働者派遣の役務の提供を受けることはできません。

参照■本ガイドライン（14 ページ）

質問10■いわゆる「偽装請負」とは何でしょうか。どのような問題がありますか。

回答■形式的には請負契約であるものの、実態として労働者派遣になっているものを指します。この場合、労働者派遣法違反として都道府県労働局の指導監督の対象となります。

解説■請負契約の場合、請負業者（受注者）は契約の相手方（発注者）から独立して業務を処理することを要しますが、請負業者の労働者が発注者から直接指揮命令を受けるなど、請負業者が請け負った業務に発注者が何らかの関与をしていた場合、実態が労働者派遣であるとして、適正な請負ではない（いわゆる「偽装請負」の状態）という評価を受ける場合があります。（詳細については、厚生労働省のホームページなどを通じて最新情報を確認して下さい。）

関連資料■
厚生労働省「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/tekisei.pdf
「労働者派遣事業に係る法令・指針・疑義応答集・関連情報」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/hakenhourei.html

質問11■当社はシステム子会社です。当社が親会社やグループ会社が使用する情報システムの開発・運用を受注する場合、下請事業者になるのでしょうか。

回答■質問の運用業務はユーザ取引といえるので、下請法の役務提供委託には該当しません。
一方、システムの開発は、情報成果物作成委託となる可能性がある取引です。親会社やグループ会社が自家使用する情報成果物を受注する場合で、親会社やグループ会社が当該情報成果物を業として作成していないときは、下請法の対象取引とはなりません（親会社やグループ会社が業として作成している場合は、下請法の対象になります。）。
なお、下請法の対象取引となるには、下請法が定める資本金基準なども満たしている必要があります。

解説■下請法が対象とする「情報成果物作成委託」の取引形態は、以下の類型 1～3 の三つに分けられます。

類型 1 : 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成行為の全部又は一部を他事業者に委託する場合

類型 2 : 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

類型 3 : 自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

　質問の事例では、親会社或いはグループ会社が自ら使用する情報システムを開発する場合に、該当する可能性のある類型は上記のうち類型 3 ということになります。
　つまり、質問の取引が下請法の適用を受けるかどうかは、発注者である親事業者やグループ会社が、情報システムの開発を業として行っているかどうかにより決まることになります。
　業として行っているか否かの判断は、質問 6 の解説に記載したとおり、反復継続的に社会通念上業務の遂行とみることができる程度に行っているかどうかという基準により行われます。

参照■本ガイドライン（10～14 ページ）

質問12■ある企業の関連会社（資本金2億5000万円）から仕事を受注しました。当社の資本金は2億5000万円であるため、下請法が適用される資本金の基準を満たしていません。この場合は下請法の対象にはならないのでしょうか。

回答■基本的には下請法の適用はないと考えられます。ただし、発注者である関連会社（システム子会社など）が、事実上、親会社のトンネル会社として仕事を下請事業者に委託している場合は、下請法の対象になることがあります。

解説■下請法ではトンネル会社の規制（第 2 条第 9 項）を定めています。これは、資本金が 3 億円以下の子会社を設立し、この子会社が発注者となって業務を委託することにより、下請法の規制を免れる脱法行為を封じるための規定です。発注会社の親会社が直接、下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合に、さらに下記の 2 つの要件を充足している場合、システム開発・運用業務を発注した関連会社が資本金の基準を満たしていなくても、その関連会社を下請法上の「親事業者」とみなし、下請法が適用されることになります。

要件 1）親会社から役員の任免、業務の執行または存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合など）

要件 2）親会社からの下請取引の全部または相当部分について再委託している場合（例えば、親会社から受注したシステム開発・運用業務の 50%以上を下請会社に再委託している場合など）

参照■本ガイドライン（18 ページ）

質問 13■システムの作成を受注しても、下請法の対象にならない場合があると聞いたのですが、本当ですか。ある企業から Web サイトの開発業務を請け負ったため、気になっています。

回答■Web サイトに限らず、パンフレットなど、純粋に無償で提供するもの（画像などのコンテンツ含む）については、発注先が自ら使用する Web サイトやパンフレットの作成を業として行っている場合を除き、下請法の対象にはなりません。

解説■Web サイトの作成を発注した企業が、委託の内容であるシステムの作成を「業として行う」場合、言い換えると、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合には、情報成果物作成委託の類型３に該当するものとして、下請法が適用されることになります。（質問１１回答の類型参照）

発注者自身が純粋に無償で提供する情報成果物の場合、その作成を委託することは情報成果物作成委託の類型１の「業として行う提供」に該当しません。一方、有償で提供するコンテンツ（画像など）の作成を委託している場合は、そのコンテンツの作成委託については下請法の対象になります。

参照■本ガイドライン（15 ページ）

質問14■システム開発・運用企業がソフトウェアの販売と併せて「無料」で提供しているサポート・サービス業務を請け負いました。サポート・サービス自身は「無料」と称しているので、下請法の対象にならないのでしょうか。

回答■有償で提供するソフトウェア（サービス）のサポートであれば、たとえ無料で提供していたとしても下請法の対象になります。

解説■顧客に対するサポート・サービスに関連する対価は、有償で販売・提供しているソフトウェアの価格に含まれている場合が多いと考えられます。そのため、サポート・サービス業務そのものは無償で顧客に提供されているとしても、有償で提供しているサービスとみなされ、「役務提供委託」に該当するとして、下請法の適用を受ける可能性が高いと考えられます。

参照■本ガイドライン（15 ページ）

質問15■当社はシステム開発・運用業務の一部を海外で開発している企業に委託しています。海外の企業に対する取引はどう考えたらいいでしょうか。

回答■取引適正化の観点から、発注書面の交付、下請代金の支払等が適正に行われることが望まれる。

参照■本ガイドライン（19 ページ）

（２）契約書など書面について

質問16■下請法では書面の交付義務が課せられていますが、継続的な取引を行う旨の契約がある場合であっても、個別の取引のたびにすべての事項を記載した書面を交付する必要があるのでしょうか。

回答■発注の都度、必要記載事項を記載した発注書面を交付する必要があります。

しかし、同じ取引相手と継続的に同様の条件で取引をする場合には、支払方法など共通する事項については、あらかじめこれらの事項を明確に記載した書面により下請事業者に通知している場合には、これらの事項を個別の取引の都度交付する書面に記載する必要はありません。

解説■下請法は、親事業者に対し、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法などの事項を記載した書面を下請事業者に交付する義務を定めています。

継続的に同じ条件で取引が行われる場合には、あらかじめこれらの事項を明確に記載した文書を交付しておき、発注書に当該書面に記載された事項による旨を記載することで、当該事項について発注書面の記載を省略することが可能です。具体的には、発注書面に「下請代金の支払方法、給付の内容、受領の方法については○年○月○日付けで交付した書面内容によるものとする。」などと記載します。

参照■本ガイドライン（20 ページ）

質問 17■発注者（親事業者）と結ぶ契約書を見直そうと思っていますが、どういった項目を契約書に記載しておくべきかわかりません。

回答■本下請ガイドラインや経済産業省が公開している「モデル取引・契約書」を参考にするとよいでしょう。

解説■下請ガイドラインの 21 頁には、「下請代金の額」「下請代金の支払期日」や「支払方法」など、親事業者が発注に際して交付すべき書面に記載する必要がある具体的事項がまとめられています。

このほか契約書の体裁については、経済産業省が平成 19 年 4 月に公表した「モデル取引・契約書」が参考になるでしょう。こちらは情報システムの利用企業とシステム開発企業との契約を想定していますが、契約書に記載すべき基本的な事項はシステム開発企業間での取引も同じです。

それらを参照していただいた上、契約を結ぶ前に弁護士など法律の専門家に相談しておけばさらに安心することができるものと思います。

参照■本ガイドライン（21 ページ）

関連資料■
経済産業省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#05

質問18■遠方にある企業と取引をしています。その場合、発注書などの書面を電子メールで授受しても問題ありませんか。

回答■下請事業者の承諾を得れば可能です。この場合、下請事業者から、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。そのため、親事業者（発注者）と下請事業者（受注者）の両者が同意するだけでなく、書面を授受したという行為を証明できるようにする仕組みや運用をすることが不可欠です。

解説■下請法では、親事業者は、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を下請事業者に対して交付しなければならないこととされています。
　ただし、親事業者は、この書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法により提供することも認められています。そのための要件は、事前に、電磁的方法の種類及び内容を下請事業者に対して示し、下請事業者の書面又は電磁的方法による承諾を得ておくことです。わかりやすくいえば、あらかじめ、たとえば電子メールの方法によって前記のような内容の通知を行いたいと思えば、電子メールという方法によるのだということと、それがどのような内容であるかということを下請事業者に対して示しておく必要があり、その上で、下請事業者からの承諾の意思表示を書面或いは電磁的方法によって得ておく必要があるということになります。
　電子メールにより前記書面に記載すべき事項の提供を行う場合、下請事業者が当該メールを受信し、下請事業者のファイル（電子計算機に備えられたファイル）に記録していることが必要であることに注意を要します。

参照■本ガイドライン（25 ページ）

質問19■長年取引のある顧客からプログラム保守及びメンテナンス（プログラム作業を含む）を継続で受託しています。過去何度も反復して同作業を受託し、信頼関係も築けており、次年度以降も継続して委託していただけることを口頭で確認しています。書面交付はまだですが、確実に注文が来ることは認識しており作業着手を始めたいと考えています。この場合、弊社側が了解していれば書面の交付を受けなくても問題ないでしょうか。

回答■下請法の適用があるのであれば、下請事業者が了承していたとしても、親事業者に課される義務の内容は変わらないので、顧客（親事業者）としては依然として書面を交付する義務を負います。

解説■下請法で定められた親事業者の各種の義務・禁止規定は、仮に取引当事者間でそれら規定の適用を受けないとの合意をしたとしても、適用を免れることはできません。

（３）親事業者の禁止事項について

質問 20■発注者（親事業者）からシステム開発の一部を委託され、成果物としてプログラム一式を納品しました。しかし、その後しばらくしてから、「システム開発の仕事がキャンセルされたため支払えない」と言われました。なんとかならないでしょうか。

回答■当初定められた下請代金の支払期日を経過しても下請代金を支払わない場合、親事業者は、下請法の「下請代金の支払遅延の禁止」に違反します。

解説■親事業者が顧客から請け負った仕事、つまり元請業務がキャンセルされたからといって、既に成果物を受領した親事業者が下請事業者に対して下請代金を支払わなくてよいということにはなりません。交付された書面等に記載した下請代金の支払期日が到来すれば、親事業者は下請事業者に対して下請代金を支払わなければならず、支払期日が経過しても支払わないことは下請法に違反する行為です。

参照■本ガイドライン（29、31 ページ）

質問 21■情報成果物作成委託においては、下請法第 3 条により交付を義務付けられた発注書面（3 条書面）に記載した納期日より前であれば、親事業者が委託した情報成果物を支配下に置いても、一定の条件の下で直ちに受領とはしないとのことですが、情報成果物については、受領は親事業者の支配下に置いた時点ではなく検査終了の時点となるという趣旨と理解していいですか。

回答■情報成果物の場合、外見からは作成された内容が分からないことから、情報成果物の作成の過程で、親事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、作成内容を確認することを認めたものであって、いわゆる受入検査終了後に受領することを認める趣旨ではありません。（質問 22 参照）。

解説■受領とは、下請事業者が納品したものを検査の有無にかかわらず受け取ることを指しており、親事業者が事実上支配下に置けば受領したことになります。情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために注文品を一時的に親事業者の支配下に置く場合がありますが、いくつかの要件を満たす場合、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしないとしております（質問22参照）。

参照■　本ガイドライン（31 ページ）

質問22■情報成果物作成委託に関しては、一定の要件の下で、親事業者が委託した情報成果物を支配下に置いたとしても直ちに「受領した」とはされない場合があるということなのですが、それはどのような場合なのでしょうか。

回答■情報成果物作成委託について、注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者の支配下に置いた注文品の内容が、一定の水準を充たしていることを確認した時点で受領とすることを合意している場合には、その時点を受領日とすることが認められています。

解説■情報成果物作成委託における受領日についても、製造委託等と同様に、検査の有無を問わず親事業者の支配下に置いた時を受領とすることに変わりはありません。
　情報成果物作成委託の場合、外形的には全く内容が分からないことから、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示などを行うために、一時的に注文品（プログラムなど）を親事業者の支配下に置く（仮納品する）場合があります。このとき、注文品（プログラ

ムなど）が委託内容の水準に達しているかどうか明らかではない場合で、かつ、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、「親事業者の支配下に置いた注文品の内容が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とする」ことを合意している場合は、当該確認ができた日を受領日とします。
　なお、情報成果物が確認のため親事業者の支配下にあるうちに発注書面（親事業者が発注時に下請事業者に対して交付しなければならない書面）に記載した納期日が到来した場合は、内容の確認が終了していなくても当該納期日が受領日となります。

参照■本ガイドライン（31 ページ）

質問 23■発注者（親事業者）からシステム開発の一部を委託され、成果物としてプログラム一式を納品しました。しかし、「システム全体が完成していない」という理由で、納品後３カ月が過ぎても代金が支払われません。これは仕方がないことなのでしょうか。

回答■仮に質問の取引が下請取引だとすると、下請法では、親事業者は物品等の給付を受領した日から 60 日の期間内に下請代金の支払期日を定め、当該期日に下請代金を支払わなければなりません。したがって、質問の事例では、給付の受領から既に 3 ヶ月を経過しているため、下請代金の支払期日は不明であるものの、親事業者の行為は、「下請代金の支払遅延の禁止」に違反しているものと思われます。

解説■下請法では、下請代金の支払期日について、「親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して 60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならない」とされています。
　また、60 日を超えて支払期日が定められた場合には、給付の受領日から起算して 60 日を経過した日の前日が下請代金の支払期日とみなされます。
　ですから、いずれにしても、質問の事例においては、既に下請代金の支払期日は経過していることが明らかですから、依然として下請代金の支払いを行わない親事業者の行為は下請法に違反していることになります。

参照■本ガイドライン（26 ページ、33 ページ）
関連情報■「下請取引適正化推進講習会テキスト」（公正取引委員会・中小企業庁）

質問 24■ある親事業者の契約のひな形の中に、支払期日の起算日が「給付を受領した日」ではなく、請求書の到着日から起算して 60 日以内となっているものがありました。このような定め方は下請法に違反しているのではないでしょうか。

回答■「60 日以内」では支払期日を定めているとはいえず、下請法違反となります。この場合、受領した日が支払期日とみなされます。

解説■なお、下請法は、期間計算について、初日不算入ではなく、下請代金の支払期日の起算日を「親事業者が下請事業者の給付を受領した日」としていることに注意してください。

質問25■発注者（親事業者）からシステム開発の一部を委託されました。成果物としてプログ

ラム一式を納品してから3カ月後に、「重大な問題があった」とプログラム一式を返品され、作り直すように命じられました。これは下請法の「受領拒否」にあたると思うのですが、どうなのでしょうか。

回答■質問の事例における親事業者の行為が下請法の規定に反して違法となるかどうかは、場合を分けて検討する必要があります。

解説■仮にプログラムに何らかの問題等、下請事業者の責めに帰すべき理由がないとすれば、親事業者は、やり直しに要する費用を全額負担する必要があります。
　他方、プログラムに何らかの問題等、下請事業者の責めに帰すべき理由があれば、親事業者は、費用を負担することなくやり直しをさせることができます。

参照■本ガイドライン（35 ページ）

（４）その他

質問26■下請法違反と思われるような“下請いじめ”にあっています。とはいえ、当社は小規模な企業なため、法務部門などはありません。知り合いの弁護士もいません。こういった場合、どこに相談すればよいのでしょうか。

回答■公益財団法人全国中小企業取引振興協会及び47都道府県に下請かけこみ寺を設置し、“下請いじめ”などの企業間トラブルの相談に応じています。下請かけこみ寺では、弁護士による無料相談も実施しています。
なお、下請法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせください。

解説■下請法に関する各種相談窓口は以下の通りです。各地域の相談窓口に連絡してください。

●下請かけこみ寺

＜公益財団法人全国中小企業取引振興協会　下請かけこみ寺本部＞
〒104-0033　東京都中央区新川２丁目１番９号　石川ビル２階・３階
電話：03-5541-6655
　　　0120-300-217（消費税転嫁専用フリーダイヤル）
FAX：03-5541-6680
http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

「下請かけこみ寺」一覧

本部:公益財団法人 全国中小企業取引振興協会 TEL 03-5541-6655			
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	(公財)京都産業 21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8081

(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5623	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6504	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7704
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5019
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-239-0260
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426		

●中小企業庁、経済産業省経済産業局

名称・所在地・電話番号	管轄地域
中小企業庁　事業環境部取引課 〒100-8912　東京都千代田区霞が関 1-3-1 Tel 03(3501)1511(代表)　03(3501)1669(直通)	全国
北海道経済産業局　産業部中小企業課 〒060-0808　北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1　札幌第 1 合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表)　011(709)1783(直通) Fax 011(709)1786	北海道
東北経済産業局　産業部中小企業課 〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎 Tel 022(263)1111(代表)　022(221)4922(直通) Fax 022(215)9463	青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
関東経済産業局　産業部中小企業課 〒330-9715　埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　さいたま新都心合同庁舎 1 号館 Tel 048(601)1200(代表)　048(600)0321(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟

Fax 048(601)1294	県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局　産業部中小企業課 〒460-8510　愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 Tel 052(951)2748(代表)　Fax 052(951)9800	愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県
近畿経済産業局　産業部中小企業課 〒540-8535　大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 Tel 06(6966)6000(代表)　06(6966)6023(直通) Fax 06(6966)6083	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局　産業部中小企業課 〒730-8531　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎 2 号館 Tel 082(224)5615(代表)　082(224)5661(直通) Fax 082(224)5643	岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県
四国経済産業局　産業部中小企業課 〒760-8512　香川県高松市サンポート 3 番 33 号　高松サンポート合同庁舎 Tel 087(811)8900(代表)　087(811)8529(直通) Fax 087(811)8558	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州経済産業局　産業部中小企業課 〒812-8546　福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 Tel 092(482)5447(代表)　Fax 092(482)5393	福岡県・佐賀県・熊本県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合事務局　経済産業部中小企業課 〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎第 2 号館 Tel 098(866)1755(直通)　098(860)3710(直通) Fax 098(860)3710	沖縄県

●公正取引委員会

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務局　経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987　東京都千代田区霞が関 1-1-1　中央合同庁舎第 6 号館B棟 (相談関係)企業取引課　　　　Tel 03(3581)3375 (申告関係)下請取引調査室　　Tel 03(3581)5471	全国
北海道事務所　下請課 〒060-0042　北海道札幌市中央区大通西 12　札幌第 3 合同庁舎 5 階 Tel 011(231)6300(代表)	北海道
東北事務所　下請課 〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23　仙台第 2 合同庁舎 8 階 Tel 022(225)8420(直通)	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所　下請課 〒460-0001　愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1　名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 Tel 052(961)9424(直通)	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所　下請課 〒540-0008　大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76　大阪合同庁舎第 4 号館 10 階 Tel 06(6941)2176(直通)	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所　下請課 〒730-0012　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎第 4 号館 10 階 Tel 082(228)1501(代表)	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所　下請課	徳島県・香川県・愛媛

〒760-0068 香川県高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎 5 階 Tel 087(834)1441(代表)	県・高知県
九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 2 階 Tel 092(431)6032(直通)	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階 Tel 098(866)0049	沖縄県
公正取引委員会電子窓口 URL http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html （下請法違反被疑事実についての申告窓口が設置されています。質問・相談については各地方の事務所にお問い合わせください）	全国

●本ガイドラインについてのお問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

電話：03-3501-2646

FAX：03-3580-6073